

刑政

刑務協會發行

第 八 號 第 七 卷 參 第

明治二十七年二月二十六日(第三種郵便物認可)
大正十三年八月一日發行(每月一回一日發行)



有終の第一歩

自由の巷より尺度の別天地に身を投じ、情深き父母と離れ、愛しい妻子と別れ、懐しき朋友を捨て、萬端なき境遇に入りたる時、彼れは何を思ひ何を感ずるであらうか、屏扉堅く鎖された狭き一室に端坐したる瞬間に襲ひ来るものは寂寥の念である、踵て来るものは悔鬱、追悔ならざるなしとは一たび此の境地に呻吟した者の異口同音に告白する所である、他時追悔交々繰り返して盡きざるの極は動もすれば妄想恐怖に陥るのである、則ち坐臥安からず空想獨語時ならず或は煩悶し或は慟哭し或は躁急となり或は狂暴となるの例は屢見聞する所である、事此に到つては百方手段を盡すも終に同生の曙光を見ることは極めて難事である、是に於てか刑政實務家は關戸繩の用意が大切である。

自由の境地より寂寥の空房に入りたる時、虚心温容以て彼を訪ひ彼をして懐ふ所を語らしめよ、頼みなき彼は盲龜の浮木に縋るが如く、同情の手に縋るであらう、飢へたる者が食を欲し渴したる者が水を求むるが如く、憐憫煩悶より脱せんが爲めに一點の修飾なく肺肝を披露して訴へ、且敬を仰ぐであらう、此の場合に於て懇切に聴き諄々として慰め、條理を盡して誨ゆるならば彼は天來の福音として迎へ、純真な徳操として感得し、亂れたる心情は安靜を得て寛悦に輝くであらう、斯くて行刑の公正なるを知り愛情に及ちた慰藉に絕對の信頼を繋げ、遷善の第一歩を踏み締るであらう、則ち有終の美を濟さんとするには、其の始を慎むことは、行刑の目的を達成する基礎を固むる所以である、凡百の事業を成就する要訣である。

指紋學會唯一の大原典出づ

司法省指紋部編纂

日本指紋法

四六版裝幀美天金アート刷
寫真版百頁總頁數參百五十頁
定價金二圓 内地送料十二錢

本書は現行の指紋分類を基礎とし從來の繁を去り素を補ひ簡要を得たるもの苟も指紋の原則を知らんとするものは本書によつて忽ち釋明されるゝことあるべし

本書の特色

- 完全なる指紋原紙にあらざれば前科ある者も之を發見することが出來ぬ
 - 完全なる原紙を作成せんとするには指紋法分類上の知識が必要である
 - 指紋分類上の知識を得んとするには本書に據らざるべからず
- 一、日本に於ける指紋法唯一の原典なること
 - 二、分類上基礎確立したること
 - 三、指紋法の革命たる觀あること
 - 四、實物指紋及圖解豊富なること
 - 五、分類統一の使命を有すること
 - 六、實費を以て提供すること

有終の第一歩……………(一)

奈良刑務所に於ける結核病及其豫防方法を……………北林大壽(三)

説き特設保養刑務所の考案に及ぶ保健技師……………佐々木英夫(二五)

女囚の研究……………文學士……………レンツ教授譯(六)

少年の責任能力……………野尻生(三)

イタリヤ刑法の改正に就いて……………英義彦(四)

刑罰セツルメントと刑罰殖民……………(四)

一九二三に於けるペンシルバニヤ刑務協會代表委員會の報告……………(五)

ペンシルバニヤ刑務協會第三百三十七回例年會議の狀況……………(五)

行刑費よりも遊技費……………司法書記官 正木亮(七)

累進的刑罰執行論(完)……………(七)

會 錄……………(八)

奈良刑務所に於ける結核病及其豫防方法を説き

特設保養刑務所の考案に及ぶ

北林大壽

奈良刑務所の結核病

全國受刑者の疾病統計に就て調査するも、常に肺結核及其他の結核性疾病は最も多數にして、行刑衛生上之が對策を研究することは目下の主要なる中心問題たるの觀あり。奈良刑務所に於ても従前より結核性疾病は常に多く其治療延日數は總ての病者の治療延日數の約半數に達せり。然るに大正十年腸チフス病の大流行以來収容者の衛生状態も一般に低下し結核發病數も急に増加の傾向あり。特に結核病に對して考慮せざるべからざるに至れり。依て大正十一年より極力其豫防に勉めたるに一般収容者の衛生状態漸次改善さるゝに従ひ、結核病の發生も漸次減少し、左表に示す如き結果を得たり。

年次	死亡者總數	結核病死亡數	結核病發生數	結核罹病者の年齢別		備考
				大才未満 廿才未満 廿才以上 一才以上	備考	
大正八年	一五	五	一一	四	五	肺チフス流行ス
大正九年	一五	七	一三	四	四	
大正十年	二五	一〇	三七	一五	二〇	
大正十一年	一三	一〇	三一	四	一三	
大正十二年	四	三	九	四	九	

奈良刑務所に結核病多き理由

結核は今や至る所に蔓延し結核病なき地方は最早之を求むべからず、殊に都會地に生活せるものにして成年に達せるものは九十乃至百%の傳染を受け潜伏せる状態の結核を体内に保有せるは、實驗解剖の結果證明されたる學界の定説なり。而して結核患者は其潜伏結核が或る機會に新に活動を開始せるを意味せるものなり、之れ他の急性傳染の腸チフス赤痢等の傳染及發病の状態と全く異なる所なり。而して結核發病の機會が個人的素質の大なる關係を有するは勿論なるも、又年齢身心過勞營養減退空氣不良生活狀態急變病後衰弱等は常に其發病を促す機會たり、依て奈良刑務所の如く、大阪京都等結核毒力の濃厚なる都會に生活し、然も結核に對する抵抗力の最も微弱なる年少者を多く収容せる場合に結核病者發生の多きは當然の結果と稱するを得べし。

行刑と結核病との關係

結核病發生が主として成年期迄に傳染し、非動性結核として体内に潜伏せるものが或機會に身體の抵抗力減少し、發病するものたるは前記の如し、而て自由刑の執行は身体的にも精神的にも不自然なる状態にして、結核病發生の好機會たるは多言を要せず、依て今後如何に刑務所の衛生設備を改善するも、結核病發生を十分豫防する能はず、然かも行刑上常に身體及精神を健全ならしむを要するを以て、結核病發生の危險を有する如き虛弱なる體質保有者には適當の處遇を講じ、結核病を未然に豫防することは是れ吾等の責任ならずや。

奈良刑務所に於ける結核豫防處遇法

前記の如く奈良刑務所に於ては、結核患者著しく多く、且つ漸次増加の傾向ありたるを以て、大正十一年より特に結核豫防に注意を加へ、左の如き處遇方法を實施せり。

(一) 一般收容者の豫防處遇方法

イ、結核發病に其營養狀態の如何は最も重要なる關係あるを以て可及的熱量の多き食物を撰定し、一般營養狀態の改善に勉め、食物は常に其獻立により營養價を算定し、大正十一年には副食物三八九、カロリー主食物二、七〇八、カロリー合計三、〇九七カロリー大正十二年には副食物四二一、カロリー主食物二、六四八カロリー 合計三、〇六九、カロリーの營養價を有する食物を給與し、常に食物の改善に意を用ひたり。

ロ、豫防上結核に對する抵抗力薄弱なる虛弱者を精密に調査し之に適當の保護を加へ、體質改善をはかり。發病を未然に防ぐ事を得ば、完全に豫防の目的を達し得るなり、依て先づ定期健康診断を嚴密に施行し、結核に罹り易き體質のものを區別し常に監視を行ひつゝ増食、室外作業其他適當の處遇を講じ、體質の改善に勉めたり。

ハ、作業の種類如何は結核發生に至大の關係あり、例へば藤芥多き作業、上肢及胸部を特に過勞する作業は肺又は肋膜炎の結核病に罹り易し、依て如新作業には特に保護者の體質を考慮したること。

二、新鮮なる空氣を得ることは最も必要なるを以て、風力の強き場合以外常に工場居房共窓を開放すること。

ホ、新陳代謝を促し、皮膚の抵抗力を強くする爲め、一般冷水摩擦を奨励せり。

ヘ、室内作業中には必ず日々過勞に陥らざるを室外運動を勵行せしむること。

ト、少年受刑者に夏期中水浴を行ふこと。

チ、運動時等を利用し、空氣浴を行ひ、皮膚練因新陳代謝の促進をはかること。

リ、少年受刑者の教育は冬期を除き雨天に非ざる限り、必ず室外の木蔭等に机椅子を列べて教授し、なるべく室外に起居する時間を長からしむること。

ヌ、結核病は總て初期に適當なる治療を施せば多く治愈し得べきものなれば、健康診断時及普通診療時等あらゆる機會を利用し初期患者及疑似患者の發見に勉むること。

(二) 特殊的結核豫防處遇方法

前記健康診断其他に依り、特に監視を要すべき體質のものを撰定し、之に適當の處遇を施し、結核を未發に豫防する最も必要なる處遇方法なり

イ、先づ何々の身體を精密に調査し、其體質の不良なる原因を探究し、消化力の良好なる場合には増食すること。

ロ、屋外生活をなすことは結核豫防上最も必要なれば、疲勞を來さざる程度の室外作業に變更すること、但し適當なる室外作業なきを以て、構内掃除夫として掃除草取り等をなさしめたり。

ハ、休憩時間の延長をなし、體力保全に勉むること。

ニ、尙體質の如何により夜業の軽減又は廢止をなすこと。

ホ、毎月體量を測定し、健康診断をなし、體質改善に勉むること。

ヘ、同處遇中に若し結核病の初期症狀を認むる時は、直ちに輕症患者處遇に移し治療すること。

ト、同處遇に依り漸次體質改善され、結核發病の危険なきものと認めたる時は普通處遇に移すこと。

以上の特殊處遇に移し適當の保護を加へたるものは其成績甚だ良好にして、約三ヶ月間にして平均體重六〇〇匁以上の増加を見たることあり、尙一般體重の減少を來すべき盛夏中に於てさへ、二五〇匁以上の平均體重の増加を見たり。

(三) 輕症結核患者處遇方法

結核病は初期に於て、適當なる治療方法を施すときは、特に悪性のものに非ざる限り治療し得べき疾患なれば、尙他に傳染の危険なく輕易なる作業に堪へ得べき程度の者も嚴重醫師の監督治療を要するを以て特に病舎の一部に収容し治療を講じしあり。

イ、消化状態の良好なるものには増食して營養状態の改善に勉むること。

ロ、所謂滋養物は早期より適當に給與すること。

ハ、輕度の發熱にても絕對安靜を命じ、解熱をはかること。

ニ、窓は強風又は風雨に非ざる限り開放せしむること。

ホ、下熱後は特に注意を加へつゝ空氣浴次に日光浴を適度になさしむ。

ヘ、無熱患者には草花の栽培を許し、漸次輕易なる作業に移る。

ト、輕易なる作業を許可せるものも午睡せしむること。

チ、靜養室を設け、一定時間輕症患者を雜居せしめ、圖書繪画の閱讀草花の觀賞等を許し、不自然なる拘禁生活を忘れ、慰安を與ふる方法を講ずること。

リ、各病室に植物の栽培を許し、精神慰安の方法となすこと。

(四) 重症結核患者處遇方法

病熱不幸にして進行せる患者に就ては、茲に論ずる必要を認めず、かゝる病者は普通種々の合併症

状を伴ふを以て、之に適應する處置を一々茲に列擧する能はず、然も重症結核の如き患者に永く刑執行を繼續する如きは刑の本旨に非ざるを以て、適當の時機に刑執行を停止し、自宅療養をなさしむる様注意しつゝあり。

(五) 恢復期結核患者處遇方法

治療の結果發熱全くなく運動及輕易なる作業に堪へ、他に症狀を認めざるに至れば、第二の特殊結核豫防處遇に移し、再發の豫防に勉め居れり。

豫防方法を施行したる效果如何

大正十一年以來特に結核豫防に對し注意せる結果として差支なきものと思料せる成績左の如し

一、一般收容者の營養狀態改善され、平均體重の如きものも左表に示せる如く、一般に收容時に比し増加せり(大正十二年自七月至十二月)

年齢別	人員數	收容時 平均體重	釋放時 平均體重	増	年齢別	人員數	收容時 平均體重	釋放時 平均體重	増
十八歳未満	一六八	一、五七八	一、三九九	一、八二一	四十歳以上	二〇	一四、〇九五	一四、三八九	二九四
二十歳未満	四八	一、二六四	一、五二〇	一、三五八	六十歳以上	二	一四、〇七五	一五、二八〇	一、二〇五
二十歳以上	一一八	一、三、五〇九	一四、〇三四	五二五	平均	二〇四	一三、一〇四	一三、八六一	七五七

二、結核患者の發生減少し、前年の約三分の一以下に減じ死亡者の如きも同様著しく減少せること(最初記載せる表参照)

三、疑似結核及虚弱者に對する特殊保護を施せる效果も佳良にして、よく體質改善の目的を達し得る望あり。即ち三月より六月頃に至る氣候良好なる時機の同處遇者に就て検査せるに出役時同處遇をなし屋外作業に移したる時平均體重一二貫七八一匁なりし者三ヶ月後に一三貫二八二匁に増量したり、夏期一般に體重減少を來すべき時機にして、尙平均體重一二貫七二匁の者が三ヶ月

後に一二貫九八一匁に増加せり。

特設保養刑務所設置の必要

以上の研究に依り結核性體質を有するものは刑執行により結核病に對し、著しく抵抗力の減弱を來し、一般社會生活に於ては、潜伏狀態の儘終生發病せず健康に經過すべき程度のものも收容中に結核病に罹ることあるを知る。之れ刑務所收容者は從來より結核の隔離治療の点に至りては、一般社會に比し一層嚴重に勵行されたるに拘らず、尙却て結核罹病率の常に一般社會に比して高率なる所以なり。而て之に對し相當の豫防方策を講ずるに於ては、或程度まで十分に其發病を豫防することを得るが如し、斯の如く刑執行により健康狀態を障碍し、特殊なる場合に於ては、前述の如く治療困難なる結核病に罹り釋放後も尙完全なる保護治療を受くるを得ず、又は釋放時尙發病するに至らざるも體力の消耗甚しく到底劇甚なる一般社會の生存競争に堪へず、遂ひには結核病に罹る如き事あるは行刑の目的より論ずるも又刑事政策上より觀察するも考慮を要すべき事項にして極力之が豫防方策を講ぜざるべからず、是れ保養刑務所を特設し、完全なる豫防處遇を施さんとする所以なり。

保養刑務所に收容すべき受刑者

然らば同刑務所には如何なる程度の受刑者を收容すべきか、を考慮するに結核豫防の目的を達するに必ず左の三種の受刑者を收容せざるべからず

(一) 結核性患者

茲に結核性患者と稱するは肺結核は勿論肺尖カタール、喉頭、腹膜、肋膜、腹骨、關節等の總ての結核性疾病を含有せるものなり何となれば結核性疾病は一の臓器にのみ病患の限局せる者は少数にして殊に病勢の進行するに従ひ何れかの臓器に結核を起す

ものなり、かゝる患者は初期より之に適慮する處遇を研究し治療をなすに非ざれば、早晚他の臓器にも蔓延進行し、遂に治療益困難となるものなり。

(二) 結核の恢復期患者

結核性疾患は總て病勢停止恢復せる後も些少なる動機、例へば營養減退、過勞、空氣不潔等により容易に再發するものなり。されば、十分他の健康者と共同動作をなすも危険なきに至らざれば、普通刑務所に移送すべきに非ず。

(三) 疑似結核者及非動性潜伏結核の疑著明なるもの

結核傳染は元人類の普遍的現象にして、結核病は他の急性傳染病と異り、單に結核菌の傳染のみによつては、多くの場合罹病するものに非ず、主として非動性潜伏結核を有するものが、何等かの動機にて、其抵抗力の減少せる時機に發病するものにして、又收容者の結核發病が主に刑罰による不自然なる生活が發病の動機たるは前記の如し、故に之等のものに最初より適當の處遇をなし、其發病を未然に豫防するに非ざれば、如何に結核病者の隔離治療をなすも、刑務所の結核罹病率を減少せしむる能はず、結核豫防上より論ずれば何等の價值なきものなり。故に之等の者は必ず同様に收容し、體質の改善をはかり、行刑中發病を防ぐのみならず釋放後社會的活動を十分ならしむる要あり。

疑似結核者及非動性潜伏結核の疑著明なる者の

保護處遇の普通刑務所にて困難なる理由

論者或は謂はん、未だ結核患者と稱する程度に非ざるもの迄何故に保護刑務所に收容し、特に保護する要あらん、宜しく各刑務所に於て適當の處遇をなし、體質の改善をはかり發病を豫防すれば足れりと、然れども之れ實際上全く經驗なき一顧の價值なき説と稱するを得べし、何となれば現在各刑務所に於て實際保護處遇を要するものは少數にして、然も年齢別、性別、犯數別、個性別等に依り同一になす能はず、之を各別々に分類すれば、唯々繁雜なるのみならず、戒護者の不足を來し、止むを得

ず準病者として差支なき範圍に於て同一場所にて處遇するも、性質を異にするもの多く、往々反則行為をなし、時に喧嘩物品授受の媒介等をなし、漸くにして又其處遇を行ふ能はざるに至る。

我奈良刑務所に於ては大正十年腸チフスの大流行あり、一般衛生状態不良にて、結核患者も多かりしを以て大正十一年より萬難を排し、結核豫防の實行を期したり、然るに前記豫防處遇方法中一般的豫防處遇、及輕症者重症者處遇は比較的實行容易なるも、疑似者及潜伏結核者の特殊處遇は其實行甚だ困難なりき。即ち作業も之等の者に科すべき適當なる室外にて草取り等をなさしめたり。之一は戒護看守の不足なる爲と他に適當の作業を求むる能はざるが故なり。然るに前記の如き種々なる故障あり、加ふるに一般刑務官吏の中に衛生状態の改善さるゝに従ひ行刑衛生を閉却する念生じ、益々其實行を困難ならしめ、結核豫防上最も必要にして、然も其結果多大なるを知りつゝ、現今に於ては全く有名無實となり終れり。かくては現今の刑務所の状態より見て到底如斯處遇をなす事は云ふべくして行ふべからざる事なり。然も刑執行により身體の抵抗力減退を來し、結核性疾病に罹る如き場合國家は當然之が豫防をなさざるべからず。依て速に保養刑務所を特設し其實行をなさざるべからず。

保養刑務所移送の場合精神上に及ぼす影響

保養刑務所を特設し、同所に移送さるべく診断されたる時、同收容者に及ぼす精神上の影響を考察するに、保養刑務所を單に結核患者のみに限定すれば同所に移送さるゝ場合受刑者は殆ど墓地に移送さるゝ如く感じ其精神感動の疾病に及ぼす影響も必ず相當に大なるべし。何となれば結核性疾病の稍々進行せるものは、豫後多く不良にして死の轉歸をとる事多きを以てなり。然れども同所收容者を結

核患者のみならず疑似者潜伏結核の疑著名なるものも同様に收容する事とせば、何等の精神上の感動を興ふる事なく移送し得べし、此の疑似者虚弱者は勿論初期結核患者は豫後良好にして、而も其數常に進行性結核者よりも多く、同所に移送收容の結果、體質改善され、釋放さるゝものも從て多數にして却て一般に良好なる感情を以て迎へらるゝに至るべし。

保養刑務所に收容すべき人員

現在全國刑務所收容者中幾何の結核性患者を有するやは知る能はざるも、從來奈良刑務所に於ける研究に依れば、疑似結核者及非動性潜伏結核の疑あるものにして特殊保護處遇を要するものは、結核性患者數の約二乃至三倍に相當す、依て現在結核性患者の各刑務所平均數を三名として合數二百名を越へざるべし。之に前記保護處遇を要するものを約五百名と計算し總數七百名内外と認め大差なかるべし。

保養刑務所設置

理想としては其數多きを望むも、實行を容易ならしむる爲先づ全國に四ヶ所を設け、其一ヶ所を東京附近に、一ヶ所を大阪附近に、一ヶ所を九州地方に、一ヶ所を北海道に設け、其土地の狀況等を考慮し一刑務所收容者の定員を二百乃至三百名位とすれば可なるべし。

保護刑務所設立地

保護刑務所を設立する土地は理想的に之を考ふれば種々なる注文ありて其撰定甚だ困難なるも、實際上左の如き條件を具備すれば満足せざるべからず。

- 一、土地乾燥し附近は人家稠密ならず、空氣を汚染すべき工場もなく必ず近隣に廣潤なる森林及西北に山ありて寒風をさへぎり、東南は廣き眺望を有すること、
 - 二、交通の便良く受刑者の移送に不便ならず食料品の供給充分なる場所
 - 三、水はなるべく水道を可とするも少くも水質良好にして多量なること、
 - 四、氣候の寒化少く疎に夜間氣温の降下少くして風力強からず、降雨適度なること、
- 以上の條件を具備せる土地を撰定することのみにても稍々困難ならんも、保養刑務所としては、少くも此注意なかるべからず。

保養刑務所としての設備

病者及體質不良者に對し適應せる處遇をなし、身心の保護改善をなすと共に、一面刑の執行をなす場所なれば其調和は相當困難なるも大體左の條件に就て注意を要すべし。

- 一、敷地を廣くし練ての收容者に室外生活をなさしめ得る様設備し、工場作業は雨天のみとなすこと。
- 二、櫛内には多數の樹木を植付けること。
- 三、櫛内に野菜園草花園養鶏養豚等の設備をなし體質により適當なる作業をなさしむること
- 四、病室は重症室、輕症室、隔離室、靜養室等に分ち面積を廣くし窓は充分大にし、換氣採光に注意すると共に風強きときは風力をさへぎる装置をなし窓を開放し得る様すること。
- 五、病室の内外にて草花、音楽、繪画等を利用し精神を平靜ならしむる設備をなすこと。
- 六、病室以外の居房も特に窓を大ならしめ、開放生活に差支なき様なすこと。
- 七、工場敷地及教誨室等も特に採光換氣を注意すること。
- 八、汚物糞尿等を簡易消毒し得る設備をなすこと。

- 九、衣類風具の大消毒室及小消毒室を設けること。食器消毒場を設備すること。
- 一〇、食器消毒場を設備すること。
- 一一、書籍手紙等熱氣消毒に堪へざる物を消毒する設備をなすこと。
- 一二、炊事場は病舎とは勿論居工場とは絶対隔離し、總ての病舎等が炊事場に侵入せざる様設備し、各種の病狀に適應する如何なる食餌にても調理し得る様設備すること。
- 一三、冬季採暖の設備をなすこと。
- 一四、横臥法を行ふ臥室を設備すること。
- 一五、日光療法設備をなすこと。
- 一六、醫師は特に臨床的手腕あるものを選び、一割所四名以上置くこと。
- 一七、治療上必要な醫療器具及藥品は勿論、附屬の研究室を設け、治療及處遇の研究をなし得る様すること。
- 一八、健康及治療上精神修養は特に必要なるを以て、病者數對に特殊手廻ある教師師を指定すること。
- 一九、所長は特に保健技師を採用すること。

結 論

結核傳染は今や人類普遍の現象にして、結核性疾病は主として其幼時傳染せる非動性潜伏結核が或る動機により、人體の抵抗力の減弱せる時機に發病するものなり。而して刑務所内結核病は主として刑執行により身體及精神を障礙せる結果結核病に對する抵抗力減退し、發病するものなれば、國家は之に對し、當然豫防及治療の責を負はざるべからず。而かも從來より治療方面は相當注意されたるも豫防方法に至りては、未だ何等の施設を認めず、而して結核病豫防には、其疾病の性質上已に發病せる者を隔離治療するのみにては、何等の効果なく、必ず所謂結核性體質者に對し、適當の保護處遇をなし、體質改善をはかり、疾病を未然に防止する方法を講ぜざるべからず。故に其實行方法として特に保養を目的とせる刑務所を特設し、之に結核病者及結核性體質者を收容し之が治療及豫防の方法を講ずるに非らざれば到底完全に其目的を達する能はざるものとす。

女囚の研究 (承前)

佐々木英夫

第九章 結 論

第一節 女囚の概観

上表論述して來た所によつて見ると男囚が女囚よりも多いとはロンブローの統計によつて明である。しかし文明が進歩するに従つて女囚は漸次多くなるのである。そこで歐米に於ける女囚の罪質及び其の人員を見ると米國は歐米文明國中最も女囚の少ない國であるがそれは女子を刑務所へ送ることを嫌ふ風習があるからである。だから表面にあらはれた數よりも多いのは勿論である、而して米國では男子と共に騷擾罪及び酩酊罪の多いのは特例であるが、獨英埃伊の四國を通じて幼兒遺棄罪、墮胎罪、嬰兒殺罪、醜業に關する罪等が主である、兎角暴行に關する犯罪又は智力に關する犯罪は少ないこれは男子に比し智力及び体力が少ないからであらう。次に犯罪と大に關係のある結婚の状態を見るとネーデルラント以外の各國の統計によれば婚期に於ては既婚女子の犯罪最も多く寡婦これにつき未婚者の犯罪者が最も少ないことを示す。然し其の罪質は未婚者のは既婚者のよりも軽いものであ

る。年齢に就て云へば二十歳より三十歳に至るまでが多いのであるが既婚者にあつては早婚のものが犯罪を侵すものが多い、これは勿論生活難からであることはボンガールの云ふ通りである。然し全體から云へば既婚者の方が少ないのは家庭をもつてから犯罪を思ひ止らせるためであらう。鰥寡及離婚者に犯罪の高率を示してをるのは家庭をもつてをらないからである。又注意すべきは女子の犯罪は男子に比して財産に關するものが多くあること男子よりも犯罪年齢の低いと即ち遅く犯罪が起るのは家庭の爲めであることはモリソンの云ふ通りである。女子の體力の薄弱である所から男子のやうに暴力を用ふる夜盗や追剥の如き犯罪のないのは勿論レープの如き犯罪のないのは其の所である。論者の中には女子は男子よりも有徳だと云ふものもあるがそれが當らないのは遺傳の研究之を證して餘がある。其の眞の理由は女子は男子よりも變化性の少ないことである。即ち女子は子供に類似すると云ふことである。尙男子の分解的活動的創始的なるに對して女子は構成的受動的保守的である。女子の犯罪の防遏及び其の取扱は恩恵を受けてをる又法廷に出されても無罪となるものが多い、尙其の理由の大なるものは女子の前科者は男子の前科者よりも社會生活が困難であるからである。而して女子の活動範圍は家庭に限られてをるから犯罪を爲す割合が少なく、尙女子は家庭以外の職業的生存競争場裡に出ることが非常に少なかつた、又從つて實際社會に出ることも少ないので酒精の刺激も少ない、且つこの隔離は道徳的臆病を強めた、加之宗教の力も女子には及び易いので以上のやうな結果となつてをるのである。だから女子が經濟的職業に入込めば即ち經濟的獨立に達すると犯罪の率が増加するのである。それから表面上女子の犯罪を少なからしめる他の原因は女子に對する同情と女子の犯罪が共犯であるので單獨犯よりも發見の困難であることである。尙女子は主として男子の背後にあつて男子

の犯罪成就をせしめる役に立つのである。最後に職業は人の自然の衝動と經濟上の理由より來るものであることはバルメレーの云ふ通りである、而して後の理由は普通の犯罪と其の原因を一にしてをる。尙バ氏は犯罪よりも不身持と云ふべしと云つてをるが社會の衛生其他から考へて之は犯罪として大に取締るべきものだと思ふ、此の点に於て余等はロンブローゾーに従はんとするのである。(一)

Lombroso, Ap. Cit. P. 188

第二節 我國女囚の現状

大正十二年度の統計によれば我國の刑務所は左表の通りである。

男女別		刑務所數	男女別		刑務所數
男	二四	少年	七	合計	六四
男女別	三三	合計	七		

而して收容者の總數は

男女別		人	百分比	男女別		人	百分比
男	三六、三八六	九四・三	少年	一、一一一	二・九	合計	一〇〇・〇
男女別	二、〇八一	二・八	合計	三八、五七八	一〇〇・〇		

である。然し尙之を男女の二つとなして統計すると

男女別		人	百分比	女子一人に對する男子の割合	
男	三七、四九七	九七・一	合計	一〇八・一	三・四・七
男女別	一、〇八一	二・九			

女の四の研究

合計 三八、五七八 一〇〇〇
 となる而して大正十年十二月三十一日現在在監者人員表に依れば

男	人	員	百分比	女子一人に對する男子の割合
男	四四、八九九		九六・八	二九・三
女	一、四九六		三・二	
合計	四六、三九五		一〇〇・〇	

となる、何れにしても女子に對する男子の割合は南米のベノスアイレスやアフリカのアルゼリアに比しても比較にならない多數であつて實に世界第一の割合になつてをる。尙それは餘り多過ぎるので大正十年及それ以前五ヶ年に遡つて新受刑者のみの比較を取れば次の如くである。

大正十年新受刑者

男	人	員	百分比	女子一人に對する男子の割合
男	二五、六〇七		九四・四	一六・八
女	一、五三二		五・六	
合計	二七、一三二		一〇〇・〇	

大正六、七、八、九、十の五ヶ年の平均新受刑者

男	人	員	百分比	女子一人に對する男子の割合
男	三六、一一六		九三・一	一三・五
女	二、六六二		六・九	
合計	三八、七七九		一〇〇・〇	

となる、何れにしても非常な割合であつて歐米の文明國には見られない所である。

尙參考の爲め警察署拘禁延人員府縣別を見ると次の通である

大正十年受刑者

警察犯處罰令

廳府及縣令警察令

其他

合計

合計

男	二九二、八〇九	二五、九九八	一八、四〇九	二、六二〇	三、〇八二	七三七	三一四、三〇〇	二九、五五五	三四三、六五五
女									
合計									

警察犯處罰令

廳府令縣及警察令

其他

合計

合計

男	二九〇、七三四	四〇〇、一四	二〇、八六一	五、〇七五	三、九〇七	六九四	三一五、五〇二	四五、七八四	三六一、二八六
女									
合計									

大正十年

年別

男

百分比

大正六七八

年別

男

合計

男	九一・五	一〇・八	九十五ヶ年平均	八七・三	六・九
女	八・五			一二・七	
合計	一〇〇・〇			一〇〇・〇	

となる、其の原因は何であるか問題たらずんばあらずである。次に罪質に就て考へて見ると

大正十年調査

罪質	男	女	合計	罪質	男	女	合計
----	---	---	----	----	---	---	----

女の四の研究

賭博及ビ富籤	一〇〇一〇	三三三	一〇三三三	強盗	二八三	一	二八三
横領	一、五六七	一〇	一五七七	詐欺及ビ恐欺	三、一六一	八一	三二四二
毀棄及ビ隠匿	四一	一	四一	贓物ニ關ス	三三一	一六	三四七
文書偽造	五二四	一三	五三七	通貨偽造	二一	一	二二
印章偽造	二八	一	二八	有價證券偽造	一一二	二	一二四
誣告	二二	一	二二	偽證	五一	三	五四
毀棄姦淫及ビ重婚	一三九	二八	一六七	傷害	一、五七七	一三	一五九〇
殺人	五四一	二七	六五八	過失傷害	二七	一	二七
逮捕及ビ監禁	一八	一	一九	墮胎	三〇	一一一	一四一
遺棄	三	二	五	公務ノ執行ヲ妨害ス	八一	二	八三
逃走	四	一	四	犯人藏匿及ビ隠匿	八	一	八
雇擾	九一	一	九一	放火及ビ失火	二六三	六〇	三二三
住居ヲ侵ス	一五六	一	一五六	往來ヲ妨害ス	三〇	一	三〇
盗水及ビ水利ニ關ス	一	一	一	阿片煙ニ關ス	一四	一	一四
飲料水ニ關ス	四	一	五	脅迫	七〇	一	七〇
略取及ビ誘拐	七〇	五	七五	禮拜及ビ墳墓ニ關ス	二〇	七	二七
信用及ビ業務ニ關ス	六	一	六	皇室ニ關ス	八	一	八

女の四の研究

の通りである

以上の表で重なる犯罪に就て百分比を取つて見ると、

受刑者百人に對する男女の割合

計	二二、四八三	八五六	二三、三三九	森林法	一八〇	一	一八一
陸海軍刑法	八一	一	八一	郵便電信法	二〇	一	二〇
徴兵令	二九	一	二九	爆發物取締規則	七	一	七
娼妓取締規則	二	二九	三一	漁業法	六	一	六
商法	一	一	一	船員法	一五	一	一五
選舉法	一三六	一	一三六	新聞紙法	一	一	一
治安警察法	二九	一	二九	出版法	二八	一	二八
銃砲火藥取締法	一八〇	一	一八一	警察犯戒罰令	二、一五八	一	二七四二
其他	四三	二	四五	計	三、一二四	六七六	三、八〇〇
廳存縣令及警察令	二〇八	五九	二六七				
總計	二五、六〇七	一、五三二	二七、一三九				

殺人	八二・二二	七七八	賭博及官録	九七七八	二・二二
強姦姦姦又重婚	八三・二三	六七七	傷	九九・一八	〇・八二
贓物ニ關ス	九五・三九	四六一	横領	九九・三六	〇・六四

である。

之に依つて之を見れば我國には特に女子の犯罪として云ふべき程のものはない、只墮胎があるばかりである、米國の如く酩酊や騷擾等の罪を受くるものがない、勿論女子の強盜などは一人もない、只注意すべきは殺人及放火の二罪は殆男子の四分の一又は五分の一にあることである、而して女子の殺人の中には嬰兒殺が含まれてをることは勿論である。従つて一般の例に漏れず我國に於ても女子の犯罪は數こそ少ないがロンブローの云つてをる通習性よりも羞惡の感情から來るものと思ふ。(一)

註 (一) Lohrman, Crime, Its Causes and Remedies. P.192.

(二) 尙警察犯處罰令によるものは大體懲罰である、而して娼妓取締規則違反は女子の率こそ高けれ數は至つて少い。

次に囚人の婚姻状態は左表によつて知ることが出来る。

大正十年末在監者の配偶の有無表 (一)

性別	受刑者		刑事被告人		勞役場留置場	
	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶
男	一四、五九七	二七、六七九	一、二四八	一、二二八	七五	五九
女	七〇二	六八一	五七	四一	二	三
計	一五、二九九	二八、三六〇	一、三〇九	一、二六九	七七	六二

性別	有配偶		無配偶		不詳	計
	男	女	男	女		
男	一五、九二〇	七六一	二八、九六六	七二五	一	四四、八八七
女	七六一	一六、六八一	七二五	二九、六九一	一	一、四八六
計	一六、六八一	一六、六八一	二九、六九一	二九、六九一	一	四六、三七三

之に依つて見ると我國は有配偶女子の方無配偶の女子に比して犯罪が多いやうである。しかしこれを以て互に既婚者の犯罪が多いとなすことは出来ないとしても其の生活問題より止むを得ず斯かる結果に立至るものであることは想像するに難くないのである。只年齢の統計が不完全なので斷定することは出来ないが我國の一般の例と同じく早婚の男子に嫁した女子が生活難の爲めに斯かる犯罪を爲すと云ふのが正當であらう。之が傍證としては林學士の統計を上げるがよい、即ち大正十年に婚姻した者の年齢別度數分布表によれば次の通である。(一)

年齢級間

全國婚姻件數(度數)

五萬以上都市婚姻件數

年齢級間	全國婚姻件數(度數)		五萬以上都市婚姻件數	
	男	女	男	女
一五歳迄	一	一七四	一	一二、三三六
一五—二〇歳迄	二〇、一一八	一三五、三二一	七〇九	三〇、〇一八
二〇—二五歳迄	一六〇、三一七	二三六、七九六	一三、三九一	三〇、〇一八
二五—三〇歳迄	一八二、一六一	七八、九八四	二四、五二一	一一、七六六
三〇—三五歳迄	七四、一一九	三〇、九五六	一三、四〇四	五、九九四
三五—四〇歳迄	三四、四九一	一六、三三三	七〇〇七	三、四六一

女 四 研 究

この表によりて見ても男子は二十五歳より三十歳までの間に結婚するものが最も多く女子には二十歳より二十五歳までの間に結婚する者が最も多い、しかし男子にも二十歳以下や二十五歳以下で結婚するものが非常に多いのを見ると此等の男女の結婚は随分生活困難を伴ふことは見えすいたことである。尙氏の統計は大正九年度のものであるが大差はない。而して人若しアツシャツフエンブルグの既婚男女の犯罪研究を見たらば女子犯罪の研究に参考とならう。今必要な所を引用すると、⁽²⁾

一八八二年より一八九三年に至るドイツの人口十萬の男女に對する犯罪者の表中より

年齢	男	女	年齢	男	女
一八一—二	六四一・三〇	六〇二・五	四〇—五〇	一四八七・八	四六八・二
二一—二五	三五六・三	四六九・九	五〇—六〇	一〇〇九・八	二九九・五
二五—三〇	二五〇四・三	四五四・五	六〇—以上	四九〇・一	一三三・四

三〇—四〇 一九六一・二 五〇〇・〇

女 四 研 究

である。而してア氏は高年に至るに伴れて既婚者の犯罪は減少するのは高年者の間には不用意の結婚が少ないことも一つには既婚者の大多数は相當に暮せる人であり且つ教育のある人であるとしてゐる。尙他の理由は比較的高年の人は家庭にあること、一つには不必要な費をせぬこと、一つには此等の人々の快樂は自分の家庭にあり而して其の樂は家庭外の樂を償つて餘りあるものにもよるとしてゐる。此等の變化の意義の役立つ所の他の事實は過去に於て竊盜とか賭博とか酩酊とかの生活をしてゐた未婚者は樂しくなかつたから犯罪に陥つたのである。プリンジンは男子は女性と一所に生活すれば犯罪が減ると云つてゐるが儘に一面の眞理であると思ふ、此に於ても大多數の人は有意的生類であるにも拘らず尙物質即經濟の影響を蒙ることが如何に大であるか分る。だから吾々は前に倫理學上より見たる犯罪及刑罰の意義に於て述べたやうに青年に相當する職業教育を施して獨立の生計を營み得るやう指導するとは獨り犯罪を少からしめるのみならず思想善導等の意味に於ても大切なものと思ふ人は聖人や賢人や仙人ばかりではなくて一面に於てはパンと水とを要する動物であると云ふことを忘れてはならない。靈と肉との關係はゼボンスが唯物論と唯心論との章で論じて居る通り曲線の兩側の如きものである。⁽³⁾ だから保護問題を云々する人は先づ思を此に致すべきだと思ふ。

註 (一) 大正十三年三月東亞の光林學士本邦最近の結婚年齢に就て、参照

(11) Aschaffenburg. Crime and its Repression Pp.164-165
 (112) Jevons. Philosophy what is it? P.37. [未完]



少年の責任能力

レンツ教授述

少年の責任能力

少年の責任能力に關する規定は一九一九年の獨乙國刑法草案第十五章第一二九條乃至第一三七條に「幼年及び少年」と云ふ題下に包括せらる。かくして少年刑法の分難は認められしが、其の規定は遺漏多く心理的考察も甚だ淺し。例へば刑罰執行に關する特別規定は不完全にして矯正處分(Besserungsmittel)に關しては之を欠く。刑罰を科す可きか感化處分(Erziehungsgessensregeln)を施行す可きか疑を生ずる場合の裁判官の心理的裁量に就いては明文なし。此の點に關し一九二二年の奧大利刑法草案及び同年の刑事訴訟法草案は重要な規定を置けたり。

幼年及び少年の責任能力に關する規定を一般責任能力規定(草案第十八條、責任能力の欠缺及び制限)より分

離せしめたるは至當なれども、されば更に少年の責任能力は個人的刑罰阻却理由によらず犯罪阻却理由に據るとの明文を設くべきなり。

草案第九條によれば十四歳未満の者を幼年とし、幼年限界を越えて満十四歳に到達したる者より十八歳未満に至る迄を少年とす。此の觀念は一般分界方法と一致す。

幼年の責任無能力の定義に「責任能力なきことを云ふ」とあるは完全ならず。此の定義を以てしては草案理由書に詳解せられたる「少年の責任無能力は犯罪阻却理由に據る」との意義を明白に表現する能はず。一九一三年、刑法委員會の草案第二一條「行爲の時十四歳未満なるときは有責任爲なし」との規定を採るを可とす。同時に獨逸國裁判所の解釋に「幼年を教唆又は幫助したる者は

少年の責任能力

「單は罰せざる行爲」の教唆又は幫助によりて處罰せらる」とあるは之を排斥せざる可からず。何となれば此の場合を加擔(Teilnahme)を以て論ずるは草案の採用せる「加擔の獨立性」の原則に違背すればなり。惟ふに此の教唆者及び幫助者は眞實の間接正犯者なり。而して刑罰負擔無能力者は責任無能力者に外ならず。其の行爲は犯罪にあらずして刑罰法規とは交渉なし。

如上の解釋は一定の條件の下における少年を草案において責任無能力者と宣言せる場合にも同一なり。責任無能力者たる少年又は幼年の行爲の幫助を可能とせば、幫助については草案第一一一條の減刑規定を適用することとなる。是れ明に誤謬なり。

第一三〇條の少年責任無能力者の規定は妥當ならず。先ず草案理由書の説明によれば本條は行爲の不法性(Direktschuld)を辨別する能力の欠缺を問ふにあらずして「行爲の法律上認められざる事」(rechtlich missbillig)の辨別力の欠缺を指すものとす。然れども果して然らば奧大利刑法草案の如く「行爲の不正」(Unrecht)の辨別力なる文句を用ゆるが至當なり。不法性の辨別によらず、公安を害するや否やの辨別によつて責任能力の有

無を決定するを立法者の眞意とすれば、本條の Indizes なる文字は立法の主旨と全く矛盾せり。

「此の辨別に從つて自己の意思を決定する第二の能力」は奧大利刑法草案の觀念と異り「此の辨別に從つて行爲をなす(von Handeln)能力」なる語句を用ゆ。少年責任能力の特別理由をあらわすに「發育不充分の爲め又は精神的又は道德的發達未熟の爲め」と云ふ冗語を使用せり。要は少年の具體的發達階程を判斷すれば足るが故に、「精神的及び道德的發達の程度に從つて」と云へば充分にして、發達の不充分を擧げるは不要とす。特別の場合においては辨別(例へば國事犯の場合)又は反抗力(強大なる場合)を欠缺するとも意思決定能力の成立には妨げなきことあればなり。

感化處分を命ずるは責任能力欠缺の場合にすら一般に要求せらる、されば刑事裁判所は少年の限定的責任能力ある場合にも亦た刑罰に代へ又は刑罰と共にこれを命ずることを得。然れども刑罰と感化處分と何れを科す可きかの選擇につき裁判官の準據規定なし。草案註釋一一七頁には一般的に準據規定を設く可からずとなせり。然れども此れ誤解なり。

刑の免除については二個の場合即ち一、は感化處分を以て刑罰の代りとする場合（草案第一三三條一項）二、は微罪なる場合（草案一三三條三項）につき不完全なる規定あり。余は刑罰と感化處分との間に選擇をなすには各場合の心理的に考察せられたる分類につき、明文を設け、特に刑の免除は其の心理的要件を明かに規定す可しと主張するものなり。その理由は次の如し。

少年の第一種は感化處分の必要が刑罰の必要より大にして、犯罪の一般的豫防を顧慮したる上刑罰の代りとして感化處分を施す方教化に便なりとなす所のものなり。故に刑罰の代りとして感化處分を科するものにして草案第一三三條一項に「刑を免除す」と規定せるは正確にあらす。

公の感化處分（*offentliche Erziehungsmitel*）は經驗によれば威嚇的效果を有するが故に埃太利草案の規定より優り且又刑罰の代物たる以上の効果あり。埃太利草案は「刑罰の代償」を科し得るは最高三週間の自由刑の宣告の場合を限度とせり。（第五七條）

少年の第二種は威嚇の必要ある爲め又は將來棄育ちとなる虞ある（*Verwahrlosung*）爲め教育處分を以ては不

充分となすものを云ふ。故に大に刑罰の必要あるものなり。この場合は刑罰と共に感化處分を施すものとす。

少年の第三種は公の感化處分の必要も効果も全然認め難きものにして、之には専ら刑罰を科し以て少年犯罪者の避く可からざる最後の制裁を警告するものとす。

各種の感化處分につき裁判官の選擇の自由は法律の羈絆を受けずとなせり（草案一三三條、各種の教育處分）

然れども更に此の上に「裁判官は當該處分方法中より選擇をなすを要せず」との補充規定を置くことを必要とす。刑の量定は錯誤の場合における量定規定を準用す可しとあり（草案第一一〇條、第一三四條）。其の意義は少年は、事實又は法律の錯誤により許容せられたるものと誤認して行爲したる成年の如く處罰せらるるとの謂に過ぎず。少年の精神的發達の未熟と違法性の錯誤との類似點は單に刑を特別減輕せらるると云ふ一點のみ。減輕の本質は相異れり。

錯誤は最大限度の酌量を與へらる。即ち法定の最小限の刑に引下げ得ることを注意す可し（草案一一〇條三項）。然るに少年の刑の量定に就いて云へば感化處分の効果なしとするか又は不充分と認むる場合に限り刑罰を

少年の責任能力

科するものなるが故に（草案註釋一一九）犯罪と相當する重大刑を科するに至當とし短期の刑を科するを常例とせず。草案は左の減輕規定をおけり。即ち死刑又は無期重懲役を以て罰する行爲は三年乃至十五年の輕懲役にこれを減輕したり。蓋し適當なるべし。

有期重懲役は之を輕懲役に減輕す其期間は一日より、該行爲に科せらるゝ重懲役の最長期に相當する期間に従ふ。據つて此に一日乃至五年、十年、十五年の輕懲役刑を生ず。

有期重懲役以外の刑を以て罰す可き行爲は現に規定せられたる最大限を宣告することを得ず。法定の刑の最小限が高き時はこれを更に低下せしむることを得。

此に、一年以上五年以下の輕懲役、一年以上五年、十年、十五年の禁錮、一年以上一年以下の拘留の刑を生ず。個々の犯罪に關して刑期を決定する一般規定なし。この規定を必要とす。埃太利草案の慣例によれば各場合刑の最小限に近く最大限に遠く解するものとしたり。余は少年については法定刑（*angedrohten fechtlichen Strafen*）の最大及び最小限を各自二分の一、に低下せしむるを以て埃太利の状態に於ては寧ろ、より適切なりと惟ふ。

特に輕き場合に許さるゝ刑の免除規定（草案第一一六條）は少年の行爲の特質には適せず。成年の特に輕き場合とは行爲者の犯意の微弱にして情狀を酌量して宥恕し得べく且つ行爲の結果が重大ならざる場合を云ふ。この觀念を以て直に少年に適用する能はず。何となれば少年の犯罪の意志の強さは其の精神的未成熟の理由により罰す可からず。行爲の結果の大は其の生活經驗の小さなに依り容易に恕し得べし。結果の範圍は決して刑罰免除の障害とは見る可からず。

故に其の免除規定は心理的理由に據り特別に規定せらるゝを要す。宣告刑の基本たるべき處斷刑（*verurtheilten Strafe*）の最大限を科するを以て刑罰威嚇の抑制的效果（*abhaltende Wirkung der Strafdrohung*）を薄弱ならしむること往々あり。故に粗暴、無分別、其他類似の精神より出で敢て悪性の表現と見る可からざる行爲は三ヶ月未満の自由刑の宣告を受くる場合に限り刑を免除せらるるを可とす。

少年の刑罰の執行猶豫を容易ならしむる規定（草案一三五條）は一般觀念に適せり。然れども一方、財産刑にこれを擴張し、（草案六三條によれば専ら禁錮及び輕懲役

に限る)他方に於ては此の規定の適用の最大限を定め、例へば自由刑に於ては最長六ヶ月、財産刑は最高二萬マルクと云ふ如き限度を定むるを可とせり。
少年の刑罰執行規定(草案第一三六條)は不備の點多し従來常に刑罰執行法規を欠缺せる埃太利及び獨逸の經

驗に依れば刑罰執行法規に頼るを以て満足す可きか甚だ疑問なり。感化處分の執行についても亦た同じ。
刑罰及び感化處分の執行は刑法改正と同時に刑法又は刑事訴訟法に規定するを可とす。

イタリア刑法の改正に就いて

左に譯出する一篇は、イタリアに於て一九一九年九月十四日の勅令により任命せられたる刑法改正委員会の委員長エンリコフェルリが一九二二年司法大臣に提出したる刑法改正草案に對し、イタリアのミラノの聖心大學社會科(The Social Service Faculty of the Catholic University of the Sacred Heart in Milan)で批評を加へたものである。譯は一九二四年二月のJournal of Criminal Law and Criminologyに掲載されたシカゴのノースウェスタン大學の社會學教授 Arthur J. Todd氏の英譯に據つたものである。(K.N.生)

(I) 刑法法典の根本的改革

一 フェルリ草案の検討

一九一九年九月十四日の勅令によつて任命された刑法改正委員会の委員長エンリコ、フェルリが一九二一年司

法大臣に提出した刑法草案については犯罪と刑罰との問題に關して種々の刑事學派から議論が出てゐるのである。エンリコ、フェルリは刑事學の實證派(Positive School)の特殊な思想を實行せしめようとして今迄行はれてゐるものとは全く異つた犯罪と刑罰との觀念を刑法法典中に採用しようと試みたのである、どういふ風にこの

新しいドクトリンの中に含まれた觀念が今迄の傳統的なセパリーと異つてゐるか。之に關する論争が果して實際の積極的な立法で解決せられ得るであらうか。今や益々犯罪の増大して行く事實を、特に累犯者と常習犯とのふえて行く事實を眼前にして如何なる手段に出でたらいゝのか。此等の問題は是非ともフェルリ草案の検討から解答を求むべきもので、ミランのキャソリック大學の社會科(それは立法問題に於ける學派中傳統的な主義を支持してゐるものである)が偏に眞理を求めんとするもの、平靜な客觀的な態度で茲に解答せんとする問題である。

二 異状な状態から生じた「危険」

としての犯罪の觀念

傳統的な學說では犯罪といふものを事の大小に拘らず法的秩序の違反と解釋し、刑罰(Penalty)を立法者がかゝる違反の結果として之に相應して科せんとする苦痛、或は更に適切な語を以てすれば罰(Punishment)とするのである。故に罰は違反の客觀的な重大味を慎重に商量するばかりでなく、犯人自身のコンディション(状

態)即ち年齢、精神の健全、正常な辯護の有無等をも商量して科せらるゝものである。

實證派は之に反して犯罪を個人の異常なコンディションから生じた法的秩序に於ける違反の「危険」なりと解釋してゐるのである。

最近(一九一九年十二月九日)ローマ大學に於ける講義の前置で、エンリコ、フェルリは、犯人は明白な且つ重大な精神錯亂者たらざる場合でも一箇の變態者なのである。而して此の信念はロンプロゾー派の思想と科學的實驗とが廣く普及したるにより公衆の心理に深く根ざした(?)ことを嚴重に執拗に主張してゐるのである。

これはかゝる見解が法律違反に明瞭な外形を與ふる刑罰制度を棄てることを強ふるといふ單なる理由からして今迄の歴史的な刑法の系統から離反してゐるものである。

實に、若し罪を犯かす人が病人であるならば、罪に相當した苦痛或は罰を科するといふことは言へな譯で、單に治療法を講ずべきである。

然しながら犯罪は疾患であるだらうか、一層適切に言へば疾患の徴候であらうか。

汗牛充棟もたゞならぬ程の著書のあるこの重大な問題を詳細に茲に検討することは不可能である。我等の目的としては結局次の簡単な註解を下したらば足りるのである。即ち、種々な實驗科學の信奉者にして實證派のやり初めた研究に追隨してゐるものゝ中でも犯罪の性質起因については未だ一致點を見出し得ないのである。

個人的な決定原因を明かならしめんが爲めに犯罪事の一身について具體的に犯罪を研究するの必要あるは何人も拒むものはない。而してかゝる方法に由て行はれた調査は確かに吾人をして犯罪が或場合に於てはアブノーマリティー（異常性）の外部に現はれたものであることを承諾せしめるのである。然れども此の事は決して凡ての犯罪が或るアノマリー（變態性）それは解剖學上（これは“Medical materialism”の時代から初まつた實證派の第一の展開である）からしても或は心理學上（これは實證派の第二の展開である）からしても何れにせよ或る變態性の結果であるといふ歸納を裏書するものではないのである。

解剖學的精神病學上より凡ての犯罪のイキウワレント（等價物）を見出したといふ主張は全く誤謬である。

確實な不満足なものなのである。法律といふものは科學上の結論が尙ほ不確實な論議の段階に在る間は決して之を立法上の基礎としては利用しない。その結論が一般の思想上の世襲財産となつたとき、初めて利用するのである。

而して他方に於ては一般民衆はロンプロゾーの見解には尙ほ未だ賛同してはゐないのである。詳しく云へば尙ほ未だ犯罪人を病人或は變態者として考へてはゐないのである、かくして我等は犯罪人に對して吾人が貧者病者弱者について感ずると同じような感情を抱いてはゐないのである。犯罪人は尙ほ祖先がしかく認めてゐたように社會に對して敵意を含むもの（inimicus societas）として認められてゐるのである。

三 犯罪に關する法規の全體系を

行政法規の一分派となしたる

こと一刑罰と防止方法

吾人は已にエンリコ、フェルリにより提出せられたシ

或る犯罪は解剖學上から見てマルホームション（畸形性）の表現と見られ得る場合がある。然れども此等は甚しい例外に屬するのである。

一方に於て心理的方面から犯罪を説明せんとする試みには遙かに大きな成功が伴ふように見える。實際犯罪人が精神上アブノーマルに見えるのは決して稀れてはないのであるから。然しながら犯罪精神病學の研究は確實に此等のケースを證明し分類する程尙ほ未だ成功してはゐないのである。而して犯罪の心理的なる型を説明することができ得たとしてさへも、しかも尙ほ全く踏査を経ない大きな調査部面が残つてゐるのである。

犯罪は時として偶發的な事實と認められ得ないことがあるから、犯罪の心理發生學（Psycho-genesis）の研究には確かに重要なものがあるには違ひない。然しながら犯罪のサイコロゼネシス（心理的發生）については吾人は何も知らないことを承認しなければならぬ。

斯く看來るときには實證派の實驗方法によつて達成せられた結果といふものは、立法上の改革を促すべく組み立てられた新しい司法上の概念の基礎とすることは到底不可能なりとして除去するのがふさわしいと思へる程不

ステムが刑法の傳統的な方向と全く離反してゐることを述べた。然らば犯罪に對する新しい法律が法律上如何なる範疇に屬するものなりや。フェルリの提案は常に自ら「刑法草案」と名づけてゐるが、それにも拘らず草案には「刑罰」の代りに「制裁」（Sanction）を採り入れてゐる。

此等のサンクションの中で典型的なものとは不定期刑（Indeterminate sentence）（segregazione a termine non prefisso）である。前に記したローマ大學の講義でフェルリは繰返してゐる。『これは犯罪人類學の此派が最も強硬に主張した結論の一つである。即ち有罪の宣告を受けた人が釋放さるべき期日を豫め定めてをくのは、恰も醫者が病院の門前に立つて各患者に、「二週間病院にゐなさい」と云ふようなものである。「然しその前に癒つたらどうするのです」「とにかく二週間在院なさい」然し若し私がそれまでに癒らなかつたら」「矢張二週間退院するのです」。此問答の滑稽にして不合理なのと同じように、豫め釋放期日を定めるのは滑稽にして不合理なのである。』と。

サンクションなる語の使用法其自身が誤つてゐるよう

である。一體問題となつてゐるサンクションとは何んであるか。Sanction と云ふ語は genus (屬) である。その中の species (種) は分明からないのである。心的な因果關係が欠けてゐる處にサクシオン (或る爲すべからざる所爲を守らない者に對し苦痛を科する意味で) があり得るだらうか。

然し此の事は暫く措き、別に非常に重要な事がある。それは不定期刑を一つの危険に科するといふことは、今迄の法律の歴史を通じて常にその特徴として保存されて來た刑罰の觀念即ち犯行の輕重に従ひ科せらるゝ苦痛 (損害に對する賠償とは區別されたものとして) の觀念は全く無くなつて了うのである。

この觀念がなければ刑法はないのである。ロムプロゾーの觀念によるとデリンケンシー (犯罪) に對する法律は或る傳染病に對して採用さるゝ所のものに似た一種の社會的な豫防法と何等異らざるものを建立せんとするものゝ如く思はれる。かゝる法律は刑法の分野には屬しないので、行政法の擴張である。更に正確に云へば警察法である。

此の事は刑法と警察法との區別を考へれば明瞭にな

る。手取り早く言へば已に制遏鎮滅の問題ではなくして單に豫防方法の問題となつて了つたのである。特にラネレティが豫防と呼ぶ方法、其一例としては外國人の一地區内の拘束又は追放、衛生警察、官憲の警告による強制住居 (domestio Coatto) 等である。

かゝる豫防方法を最近一九一九年のドイツ草案では保安方法 (Mittelreih der Bessernng und Sicherung) と呼んでゐる、フェルリの草案には刑罰と保安方法との區別が立てられてゐない。彼は委員會の報告で曰つてゐる。「實證派が主張したように、犯罪から應報並びに道徳上の罪過の觀念を除いても、保安方法が罰其者と同じ作用性質を有つといふことは明かである。他の方では保安方法の鎮壓的制裁 (原文のまゝ) の中に同化されるといふことは危険な犯人を保安方法によつて不定期間拘禁することによりて彼をして一定刑量に服せしむるといふ實地的で非論理的なる策を取ることを避け得るばかりでなく、保安方法を司法上の保證の下に置くことによりて行政官憲の勝手な裁量から免がれしめ得るのである」と。然しながら少しも思を費せば此の主張の中には罰と保安方法との區別が立つてゐないことが解かるのであ

る。ラネレティ (Ranelletti) は彼の著 Polizza di Sicurezza に於て次の如く述べてゐる。

「刑法は法律の直接干渉によつて定められたスタンダード (標準) の違反 (Infraction) 即ち現行法に對する實際の又は有り得可き侵襲で、一箇の直接的な損害 (Leitmotiv) 即ち特別な義務の違反を罰するものである。」と。

尙ほ彼は別な處で、警察法は之に反して法的秩序の間の接の警護で、その法的秩序の直接干渉によりて定められた規定を犯す所爲 (actus) を處罰し又は之を監視するものである。固より人の常習、現實の行爲とは離れた過去の經歷によつて有害若しくは危険と認めらるべき限り其人々に手をつけることは勿論である。と云つてゐる。

實證派の犯罪に對して實行しようとする豫防 (Prevention) の本質は次に言ふようなものである。——犯罪は已に應報の觀念から生じた罰の問題ではなく (傳統的の觀念に従つてさへも刑罰は附隨的な他の目的即ち防止、矯正等の事に當ることが出来る) といふことは、茲には云はないでよく、單に人間の力 (human force) から發する危険に對する警戒であるといふのである。是れ全く行政法の範圍に屬する警察力の觀念と符合してゐるものであ

る。何んとなればロムプロゾーの主義ではこの異つた二つの語の一つが廢せられて了つたのであるから、區別を立てることは不可能なのである。此の主義に従へば我等は罰しないのである。たゞ犯罪の危険の存立する限り存立すべき或る危険に對して方法を講ずるのである。刑罰といふものは已に存在しないのである。保安方法が司法的保證の下に置かれるといふことは、下に言ふ所により明かなるべきが如く保安方法の行政的豫防としてのその内在的な性質を除去するものではないのである。

是に於てかフェルリ案 (それは委員會の報告にて刑罰を削除したのである。もつとも「鎮壓的」とか「刑罰上」とかといふ文字は用ひてゐるが) に謂ふ所の「制裁」なるものが如何なるものであるかと明瞭になつたのである。それは「制裁」以外の何物かであるが、決して「制裁」ではない。それは強制的な警察方法である。保安方法であり、間接豫防法である。かゝる觀念から生れた法典は決して刑法と呼ばれるべきものではないのである。

更に論を進ましめよ。刑法草案には別箇の犯罪を組織立てる爲めに各論 (specific section) の規定が設けらるべき筈であつた。然るに不思議にも反對なことをフェ

ルリはローマ大學の論義で述べてゐる。「特に一般原則に於て刑法を改正するのが問題なのである。それ故に犯罪を列記し定義を與へてある刑法の第二篇は深く論ずる必要のない部分である。何んとなれば第一にその部分は立派なイタリヤ法律家のやつた仕事であるから専門的に最も完全なものである爲めであるのと、特に犯罪に對する社會的防衛のシステムを建立するものは刑法の第一篇に屬する一般原則であるからである。」と。問題が刑罰と共に豫防方法の分野を擡げるといふことであれば、吾人はフェルリの此の論に一致するのである。然しながら徹底的な實證派ならば犯罪を疾患の兆候とするの觀念から出立して、別箇の犯罪の列記定義は多少に拘らず危険性を帯びた精神病の索引としてより外には如何なる有用な目的にも役立つものではないと、宣言する處まで行かなければならない苦である。刑法法典の各論の規定を作るといふことは、或る犯罪には告發を訴訟手續の條件として、種々重大性の異つた事實を列記することを意味するのである。然るに若しそれは或一人の危険性に對する防衛の問題であるならば、各論のレーゾン、デートルは已に存在しない譯である。若し又例へば實證派は起訴し得

防止方面に於て、一層緊切な改革を試みた方が、更に實際に適してゐるかもしれないのである。

四 アメリカの不定期刑 Indeterminate sentence

茲で實際の立法者も學者も問ふかもしれない。犯罪に對する社會的防衛の手段としての不定期の拘禁といふものは單に理論に過ぎないのであるか、それとも已に或る他の國で試みられた具體的なものであるのか、と。吾人は直ちに答へる。

これは自由を拘束する刑罰の一組織としての此の試みは、一八七〇年シンシナティに於ける國際行刑會議(インターナショナル、プリズン、コンGRESS)以來引續き廣く北米合衆國の立法に採用せられたのである。

然し、條件付きの刑の言渡しは法律の歴史では早く知られてゐるものである。例へばチャーレス五世の刑法中にはそれは「カローリーナ」の名を以て現れて居るし、尙ほ又近くドイツの(ババリアにも)立法にも見られるのである。

べき犯罪を保存しようとしてゐるが、(これは草案の三十一條から明かである)———そうすると彼等は草案の總論で削除したように見える犯罪の輕重を論ずる標準を維持せんとするものゝ如くである。かくしてフェルリの草案中に進められた觀念のために刑法の陥し入れられた此の不自然な位地に關する或る見解が有名な著者この最近の著書に現れてゐる。著者は傳統的な刑法のレーゾン、デートルを嚴に主張し且つ最も完全な形で刑法を保存せんことを望みながら、一方には現行の防遏法規を一つにまとめるべき一箇の犯罪防止の法典を制定して實證派の要求假定を實行しようとするのである。

(1) Longhi, Per un codice a alla brevazione criminale, Milano, 1922

ロンギルによつて指し示めされた路がフェルリのよりも危険が少ないといふことは認められるけれども、然し尙ほ此防止方法を別箇の有機的な一箇の法典に編纂するといふことの宜しきを得たるものなるやいなやについては疑の存する一二にして足らないのである。

むしろそれよりも、結局一箇の有機的な包括的な法典編纂に於て改鑄せらるべき或る特制法規によつて、特に

記録上の證據に基いて、この施設はドイツ法の影響のアメリカに傳はつたものであると主張するものもある。

アメリカの現行法によると刑罰の不定期といふことは制限がないのではないのである。即ち刑の言渡しは絕對に不定期ではないのである。實際合衆國の各ステートではマキシマム、センチンス(最長刑)は定められてゐるのであつて、或ステートではミニマム(最短刑)も亦定められてゐるのである。法律其者は此のマキシマムもミニマムも定めてはゐないが、往々にして此の事項は判事の裁量に委ねられるのである。

不定期刑に關する手續は普通どつと次のようなものである。先づ刑事被告人が裁判所の判決で或る犯罪について有罪なりと宣告せられる。そして定まつた行刑機關(ピナール、インステイチュウション)へ送られるのである。

若し此のインステイチュウションがリホームトリー(矯正院)であるならば犯人は累進制の下に置かれるのである。此の累進制といふのは、犯人の行狀の佳良なるに従ひ種々異つた處遇のステージ(段階)を通過するもので、最後に受刑者はパロール、ボード(假出獄局)或はボード、ラブ、マネーチャース(管理局)の前に引き出される

のである。此れはインスティテュションの管理に與り（管理の實際は各州悉く一樣ではない）、條件付きの釋放を許可する機關で、名の有る市民より成る一種のヂュリ（陪審員）とも云ふべきものである。普通パロール（假釋放）に付せられる人が自由生活に入る爲めに適當な職業を見出したかどうかといふことが先づ考慮せられて後パロールが決定せられるのである。條件付きの釋放の期間中パロールされた人はそのインスティテュションによつて監視せられるので、若し彼の行狀が善良であれば終に最後の確定的な自由を受けるのである。然るに若し彼が釋放に不適當だと認められる場合には、インスティテュションに歸つて言ひ渡された刑のマキシマムを其處に留まらなければならぬのである。

五 不定期に對する異議

アメリカ式の不定期刑に對しては種々の重大な反對論を擧げることが出来るのである。不定期刑といふものは犯罪の起原（病患、社會經濟的不公平）の如何なる觀念にも適合するものである。今此の點について考へて見

よう。

此の不定期刑は刑期は犯人の行狀によつて定められなければならないといふ原則の上に基礎を置いてゐるものである。犯罪は社會に對して爲された悪であつて、單純な危険ではないと考へてゐる人には、これは想像し難いことである。何んとなれば刑の言渡しのあつた後は刑罰と行狀との間には何等の關係はないのであつて、唯だ犯罪と刑罰との間にのみ存するのである——因果關係の連鎖の兩端である。

死刑が存置さるゝ限りアメリカでさへも尙ほ意志を感化するの公認の手段として刑罰を考へてゐるよう思はれる。家庭内の懲戒より上は國家の適法な矯正に至るまで刑罰は右の如く考へられてゐるのである。それは禍害を加ふべき威嚇とその有效なる實行とにより、或る行爲に導くべき志向を撥無せんことを求むる問題である。抑てこう考へて見ると不定期刑といふものは不當なるセンチメンタリズムで刑罰の最大の獲物即ち威嚇力を破壊するものである。而して犯人を法律を遵奉する人（Homo juridicus）となす代りに、却て犯罪を獎勵することになるのである。

犯罪人は社會の他の凡ての人のような意志も情緒も有つてゐない人間であるから、犯罪人の意志を感化することはできないのである。と、ロムプロゾー主義は曰うのである。此の主義に従へば、實に教育或は矯正の有り得べき効果を一言に約すれば個人の意志の上に外部から働きかける一切のものを否定し、或は否定しないまでも非常に薄弱にするような、嚴重な動きの取れない定命論が人間の行爲の底に横はつてゐることになる。たとへこれが眞實であるとしてさへも刑罰の必要が無くなるのではないかとは頗る踏易い理である。而かもこの同じ實證派が教育の効果を信じてゐるように見えるのは實に興味がある。茲に至つては彼等は全く彼等自身の主義の犠牲となつたものである。彼等の主義に従へば彼等は矯正可能を否定すべき筈であるのに、彼等はフェルリが次の語で前に言つたProvision（緒論）で實際言つてゐるようによつて教育の可能性を許容しなければならなくなつたのである。フェルリ曰く、「矯正し得ざる犯人といふものは極少ないものである。大多數は巧に心理を取扱ふ熟練があれば有用な市民に改善することができるのである」と。結局犯人の意志を感化することが不可能であれば不定期刑

は同じ意味で不可能である譯である。

且つや所謂不定期刑なるものは常住犯人をして緊張状態にあらしむるため健康に有害であり、更に長期に適用された刑期満了の不定といふことは、同時に別に確定した刑罰が維持されてゐれば公平の感を傷くることの深いものである。然しながら尙ほ一層大きな困難は悔悟の喜劇と改善を見定めることの難いといふ點に在る。茲で吾人は種々異つた環境のあることを考慮しなければならぬのである。何んとなれば凡ての新しい行刑上の施設はそれに相應する基礎がなければならぬものであるからである。イタリアに於ては、特にその犯罪者を出すことので多い階級では誠實といふことは稀に睹ること、名譽心とか自己に對する誇りとかいふものは全く缺如してゐるのである。アングロサクソンの國では事情が全く異つてゐるのである。此處では犯罪といふものを考慮する以前に已に普通人を教育するための設備によつて驚くべき結果が獲られたのである（吾人は茲で各方面の廣汎な社會的成果について曰つてゐるのである）。我等のイタリアで、善良な國民のためにさへも教育上の施設のかくも乏しい國で、特更に先づ惡漢、無賴の徒のためにかゝる施

設をなす必要が何處にあらう。良好な社會狀態に適合する刑罰の或るシステムを採用する前に先づ人間を作り直す必要があらう。それが出来ないとなればもつと容易な道は現在とは異つたかゝる行政施設の據つて以て立つべき唯一の基礎である社會的な道義上の教育をまだ汚れてゐない新しい時代に施すのが必要だらうと思ふ。而して此の教育は法律や命令で魔法を使ふように忽然として生ずるものではない。それは此の國の聰明な智識階級の人々の永い間の辛抱強い活動の結果に俟たねばならないのである。

此の立場から考へればフェルリの草案は恐らくは現在の我等の國とは異つた社會に適合するかもしれない。然しながら我等は今日の現實の中に生きて行かなければならないのである。新聞紙によるとゼノアに於ける大會議へ來たロシアの委員は彼等の不可思議な神秘的國では犯罪に對しては道德的制裁が施されると曰つたさうだ。彼等の國が吾人をしてトルストイの理想の實現を信ぜしめ得るような進歩した幸福な國であるならば、まことに結構な事である。

人身構造學上の記録を常に所内に備へつけてをいて、クリミナル、アンソロポロジストたるべき保健技師に不斷診査上の觀察を記入せしむべきものである。(これは八九年前にクルツヴィイがフランスで建議したものであるが、その採否はまだ報告に接しない)。で、刑務所の當局は受刑者其人が改善進歩したるや否及び自由な生活に適合するようになつたかどうかに就て彼等の意見を與へるのである。判事は此間の意見を司法大臣、並びに受刑者及び損害を蒙つた當事者の辯護士に申告通信するのである。後者は受刑者本人が殘餘の刑期を免除せらるべきや否を證據立てるべき事實と之に關する請願を提出することを許可せられてゐるのである。而して若し釋放の要求が拒否せらるゝときは判事は更に新しい要求を受刑者が申請し得るよう、に刑期を定めるのである。

然しながら司法機關の介在はその規則法規の行政的性質を消滅せしむるものでないことは明かである。辯護士並びに公證人に對する懲罰が司法官憲によつて適用せらるゝの故に單に其丈けで行政法の一部たることを失ふだらうか。判事は行刑上の管理に向つて一層大きな保證を獲ようとするのである。然れども彼の干渉は毫も法の性

六 フェルリの所謂「司法上の保證」

といふこと

不定期刑のシステムの下に在ては刑期の長短はピーナル、インステイチュウシヨウ(刑務所)の長たるもの、判斷に全く依るのである。即ち行政官憲の勝手な判斷によるのである。一度び實際の刑罰の代りに治療的な處遇方法が採用せらるれば、刑法は刑法たるの實を失つて了うのである。而して刑罰法規は行政法に吸収されて了うのである。

フェルリは、吾人の已に知る如く、保安方法 (Security Measures) が行政官憲の掌中に落つることを欲してはゐないのである。彼はかゝる法規が司法的であるべくして、行政的なるべからざることを嚴重に主張してゐるのである。例へば彼は改悛の情を示し作業に熟達した受刑者の釋放に關する前記プロシヲネで次のように言つてゐるのである。「受刑者のためには或る切實な司法上の處分がなければならぬ。判事はプリズンの官吏を通じて受刑者の行狀を知つてゐなければならぬ。故に

實作用を變化せしむるものではない。これは根本的な注上の原則である。

已に述べた如くアメリカでは刑務所の管理者が自ら簡單に受刑者の假釋放 (Parole) を決定するのである。フェルリ案は判事の干渉で何等具體的な保證を維持することもできないで、徒らに事情を紛亂せしむるものである。結局決定率 (Ratio decidendi) は常に行政官憲によつて與へらるゝことになるのではなからうか。判事は單に當事者の申請を審問するに過ぎないのであるまいか。而して此れは一旦犯罪の理論を病者から生ずる危険の兆候とした以上、醫師が收監すべきや否を決定し、醫師が收容者の分類に關する決定を與へ、更に又醫師が彼の釋放について決定を與ふるものであると云ふのと等しいのである。(未完)

世界の電燈使用人數

「最近の調査によれば、世界總人口の五・六パーセント、即ち約一億一千一百万人が家庭に於て電燈を使用してゐるさうである、就中合衆國の三千九百万人が使用人口數の第一位で、次は日本の二千三百万人であるが、第三位なる獨逸の八百八十一万人は案外に少い。

刑罰セツルメントと刑罰植民

本編ハるばると、はいんどる氏ガ亞米利加刑事學會雜誌ニ掲載シタル論文ヲ抄譯シタルモノニシテ刑政上頗ル有益ナル參考資料タルヲ信スルカ故ニ本誌ニ掲載スルモノナリ

最近ロンドン、タイムズ紙は余の作製に係る歐米犯罪人數の比較統計を掲載した。該統計は過去六年間に犯罪數が非常に増加してゐることを表示すると同時に既成の刑罰組織が何れの國に於ても非難せられ、且つ既に大戦前より熱心に討究せられつゝありし判決執行の改良問題が今日に至りて再び問題となりつゝある理由を容易に了解せしめる。注意の焦點は二個の目的に集る——一は終身懲役又は少くとも奧太利國習慣性犯人法に倣つて少くとも無期懲役刑を週期的犯人に科して、一般公衆を一層有効に保安すること、他は斯くの如き嚴格なる政策と並行して判決執行を人性的に一層緩和し、陰鬱なる居房より解放し神の作つた偉大なる野外即ち野外刑務所に於て科刑し、荒蕪地を開拓し、犯人をして自ら開墾したる所に移住せしむることである。

最近歐洲に於ては此種の立法的實驗が若干行はれた。チエコスロバキヤ國議會は一九二一年二月八日に野外労働、殊に道路築造を強制する法案を通過した。瑞西國では犯人をして廣大なる沼澤地(セルツアハー・ウィチ)を開墾移住せしむる法律を制定した(チウリツヒ地方議會が州議會に回附した科刑法草案對照)また獨逸國では政府が「聯邦國刑法」を起草しつゝあるに對し、急進社會黨は野外刑務所創設の猛烈な運動を起してゐる。英國では、之に反して、最近一議員が刑罰植民に關して注意を喚起したが之に對して様々の議論が起つた。不思議なことには此國では刑罰植民に猛烈に反對するものは急進主義者である。英國では不偏不黨の分子の機關紙たるデーリー・ヘラルド紙は英國が印度の終身懲役受刑者をして開墾事業に従事せしめつゝあるアングマン諸島—

ベンガル灣内にある暗黒世界——の現状を數週間前に素描抜いた。該論文の著者は労働黨中の急進分子の領袖なるウエツチウッド大佐であるが此種の科刑に對して極力反對してゐる。然し反對の理由は別に獨創的なものでなく、反てアングマン島より一九二〇年十二月に放棄された前受刑者の語る所を記述したに過ぎぬ。この暗黒世界には旅行者の入ることを禁止され居り、僅に不幸なる旅人たる手枷足枷の印度人のみが上陸を許されてゐる。從て「野外刑務所」問題は最近に至りて科刑に關する討論の舞臺の中心に現れたものであるがその效果に對する見解はさまざまである。

依つて以下私は野外刑務所に對する賛否兩側の何れが正しきやを簡單に討究せんとする、私は本問題に解答を與へ得る適任者と信する——チエツク、瑞西、獨逸の刑罰植民賛成者及び英國のウエツチウッドと異なつて余は世界の最大野外刑務所たる印度のアングマン及び南洋のニウカレドニヤの状況を實地踏査して熟知してゐる。思ふに私は英國、佛國、西班牙國の野外刑務所を實地踏査してゐるから地球面の四分の三の實際的經驗を比較し得る資格を有する唯一の犯罪學者である。

第一に佛國の南洋野外刑務所の状況を述べ。
ニウカレドニヤは壕洲の南東に位する理想的の氣候を有する風光明媚の樂園である。歐洲人は夏冬を通じて晝夜共に野外に生活することができ、蚊は居るが刺されても熱病を起さぬ。風土はまた受刑者が沼澤地の排水を行つて望み通り住家を建て得る。

ニウカレドニヤに刑罰植民地を創始した時に佛國の理想としたものは實にこの熟練な文化先驅者であつた。受刑者の美しき手に依つてこの荒蕪島を短期間に富沃にして百花爛漫たる新佛蘭西と化せんと望んだ。けれどもこの美しき計畫はユトーピヤに化した。失望に次ぐに失望を以てし果ては高價なる實驗に飽きて遂に殆んど凡ての受刑者をバラツク中に收容するに至つた。鎖の音に和して土を耕す受刑者植民地は過去の夢となつた。良心と蚊の刺戟に依つて清められて人跡未到の森林中で斧を振つたホアキヤットは歴史的存在である。

該植民地創始後二十年にして佛國植民大臣はニウカレドニヤ總督を非難して眞に歩行に堪ふる道路の延長と支出費用とを比較する時寧ろ惘然の感を起すと詰つた。そこで細心の總督バルー氏は莊大なる計畫を立て受刑者を

多くの隊伍に分けて島内四方に送つて一道路を築かせ。うまくやつたら放免して永住の土地を興へる更にお前達に自分の過去を忘れしむるために名前までも變へてやるぞ」と云つた。

囚衣を纏ふた受刑者は相抱いて喜んだ。各種の刑罰機關内には歡喜が漲つた。何處にも「バルー總督萬歳」の聲が轟いた。受刑者中の或者は再生の使徒たる總督の讃を書いた。總督に對しては大なる満足を、受刑者に對しては厚き恩顧を齎らした讃を。受刑者等の毛むしやらな胸と腕には總督の像と讃とが入墨された。

斯くて大仕掛の魔酔状態が起つたが三月経たぬ間に同地の新聞紙上に「甚だ形勢不穩なり。秩序維持のためにビストルのみならず、注意して人選するのみならず、堅牢なる門扉を有する刑務所を數ヶ所に建造すべし」との記事が出た。

總督の命令は恐怖状態を起したのである。あらん限りの監督策を講じ、無数の看守にビストルを携帯さしたにも拘らず、バルー總督の「科刑改良」は、植民地及び自由植民の生命、財産に對し極めて危険な結果を齎らした。町にも、野にも、山にも悪徒團が。死刑又は終身懲役

に處せられた獸人が放免されて一徘徊し脅威した。逃走しなかつた受刑者等は相變らず勤勉を装ふて作業したが彼等の十人の作業は常人一人の作業にも及ばぬことがわかつた。この植民と文化の先驅者等は看守が見てゐないときは道具を單に右手から左手へ、左手から右手へと移してゐるだけで、偶々看守が文句でも云ふと肩を揺つていやな顔をした。

英國もアングマンに關しては愉快な經驗を持つてゐない。嚴格な取扱に依て佛國よりは寧ろ植民に於て成功してゐるが成功の代價として驚くべく多數の死者を受刑者中に出してゐる。ウエツチウッドはアングマンの死者數は印度本土のそれに比して二倍に上ると云つてゐるが余も之を證明する。アングマンには良好な衛生設備があるから死者の多數なのは英國の行刑制度の罪ではない。余の見るところに依れば、アングマンに於ける科刑を殆んど生物解剖たるかの如き觀を呈せしめてゐる程の多數の死亡率は刑罰植民の一般状態に原因を有する。受刑者の多くは長期懲役の判決を受けてゐて（長期懲役受刑者のみが此島に送られる）彼等の過去の經歷より生じた体力が勞働に堪えぬため服役後間もなく斃れてしまふ。社會

の中の破産者を農業者とし又は文化の先驅者とせんとするのは矛盾である。惡漢を以て。原因は氣候でもなければ食料でもなくまた受刑者取扱法でない。全く作業の種類である。このことは私が十年前印度で作製した統計が問題の根本に觸れてよく證明してゐる。同一の氣候同一の取扱法の下に於て刑務所内の受刑者の死亡率は七パーセント、植民受刑者（道路築造及び森林伐採）の死亡率は十四パーセント半である。こゝに於て我等はウエツチウッドの發表した死亡率と同一の死亡率を發見すると同時にこの多數の死亡率の唯一眞實の理由を發見する。

刑罰植民の失敗は歲出にも現れてゐる。余の計算に依れば印度本土の收容者はその收益高を控除して六十ルーピーを要し、アングマン植民受刑者は百ルーピー、佛國植民受刑者は六百ルーピーの多額を要する。

而して放免された受刑者の植民状態は如何。余がアングマンを訪問したとき迄に放免された六萬人の受刑者中僅に六百人だけが自由植民として残つてゐる。残余のものは或は植民に不適當、或は死し又は逃去り、或は放免さるゝと同時に同地を去つてゐる。六百人中の二百七十九人は生活を立てゝゐるけれどもその中の百四十九人だ

けが農業者である。ニウカレドニヤでは強健にして勤勉なる受刑者に對しては放免の際に土地を興へ且つ政府の補助金を下附してゐるがそれでも結果は全く言語道斷である（僅に一%）。自由の時が來れば彼等は何よりも先にその土を去らんことを希ふに至る。教育屋の理想には何等の理解もなくして釋放の日となれば直に新築の小屋と、親しみ深き土地と、從順に彼等の改善を援助した家畜と、懐かしき村及び隣人と、その他彼の道德的再生を援助したすべてのものに「サヨナラ」を告げる。ヴィクトル・クーザンの所謂「眞美善」（受刑者の使用せる語）を一隅に棄て、牛乳バケツを他の一隅に棄て、鋤を杖に交換して娑婆に飛出し放浪者となり決して仕事を得意と堅い決心をしながら仕事を捜す。

これは英佛兩國が得た實際的經驗である。この實際的經驗は新刑罰植民地の創設を獎勵しないで寧ろ既に「乾燥斷頭臺」の存在する所では之を破壊せよと教へる（終）

（英彦義）

五強大國の一人當の貯金高

- ▲ 米國 — 百二十圓
- ▲ 英國 — 八十一圓
- ▲ 佛國 — 六十三圓
- ▲ 伊國 — 三十四圓
- ▲ 日本 — 五圓



一九二三年に於けるペンシルバニヤ 刑務協會代表委員會の報告

(Report of the Acting Committee for the year 1923.)

告報の會員委代表會協務刑ヤニバルシペン

一九二三年に於ける代表委員會の分會は慣習に依り省

略せらるゝ七月及八月の定會を除き規定の如く開催せられたり。吾人が斯界に永年抱懷せる興味は今日に至る迄決して銷沈したることなし、加之予吾人は今や行刑事業の改良に公衆の多數が注意するの現象を各方面に於て具體的に表示し得るに至りし深き印象を残して本年を送らんとせり。幾多新聞紙の論調は犯罪者に對する層一層の合理的處遇を主張し又受刑者は衛生的の自然律の下に於て之れを服役せしめざるべからずと一般に承認せられたり。此興味ある現象は一は我が各刑務所に於ける各種の狀況報告が一般に普及せられたること大なるに歸し他は此の種の教育事業に於ける我が出版物の力にも其幾分

を求むるを得るなり。

今や國民は行刑の現状を改良せんと努力する點に於て熱心にして同情あり且つ興味を有せる知事有するを祝賀することを得べし。吾人は同氏に對し反對するの權利なきのみならず却つて其崇高なる職に在任中同氏の方針の下に於て刑務所經營に於ける新時代の開始せらることを確信するものなり。既に多數の受刑者は有利なる各種の作業に服しつゝあり。故に郡刑務所に關する各種の報告を系統的に整理する種々の方法は行はるゝなり。又目下任意に管理せらるゝ我が六十七郡刑務所は之を重要な部面に限り標準を定めて統一し得るなり。尙ほ知事と社會局 (Department of Welfare) の兩者が協調して郡刑務

所及州立刑務所の兩者に對し刑務所農園を設置するに努力せんとするの信すべき理由あり。

慰問事業 (Work of visitation)

我が委員の報告には犯罪者の幸福につき深き同情あり或は善良なる生活觀念を得せしめ以て社會に復歸せしめんと切に期待するものあるを表示せり。吾人は茲に吾人努力の眞價を表示し得ざるをけれども其統計の二三を示さん。

東部刑務所に於ける受刑者との接見件數 三五四四
フィラデルフィヤの郡刑務所に於ける 四三九六
受刑者との接見件數

各地郡刑務所に於ける接見件數 (概算) 一〇〇〇
ピッツバー (Pittsburgh) に於ては二三の忠實なる慰

問者ありたるも其接見度數は報告せられざりき。

中央ステーション (Central Station) に於て捕縛せられたる人々に對する接見件數は事務總長の (the General Agent) 報告によれば 一三三六八

フィラデルフィヤ市廳に於ける警察長 (Committing Magistrate) の下に捕縛拘引せられたる老若男女の爲に千通以上の普通通信書又は教訓的の信書發信せられたり。此

等の通信は犯罪者及官吏の兩者に頗る利益あるのみならず屢々親族又は友人と協調するを得るに至るの效果あり。故に拘禁刑 (Jail Sentence) は猶豫又は廢止せらるゝに至ることすらあり。

物質上の補助を受けたる人員數は七五五件なり。

吾人は多くの請求者に金錢上の補助を與へ得るを以て満足せり。勿論吾人は此の補助を官吏の爲す保護監督に比して全々第二位的のものなりと觀察すれども然し我が國庫より補助を要求せざる多數の人々に迄之れを擴張せんと注意せり。

通信と接見とによりて多數の青年男女を其家庭に復歸せしめたり。又吾人は屢々改悛者の雇傭し得る商館又は實業家に之れを紹介せり。

莫大ナル刑務所費

一個全體に於て生ずる受刑者の數は辛じて人口の一分を占むるに不拘此の比較的小數者を捕縛し懲役を課し或は禁錮を課するに要する經費は其殘餘人口九九%の大部分をして通學或は研學せしむる教育に毎年支出せらるゝ費用より寧ろ多額なり。換言すれば教育に數百萬圓を費すと雖惡人の亂行に對し社會防衛をなすには正に之れに

告報の會員委代表會協務刑ヤニバルシペン

數倍の費用を費すなり。若し教育が何物かを意味するならば教育は青年をして善良なる市民たらしむる様に訓育せざるべからず、又彼等の行爲をして此趣旨に基き觀察するを得せしめざるべからず。然るに法律及醇風美俗の教育に要する莫大なる費用が道德の原則を教示せらるゝも尙ほ責任觀念なり或は教示せられざる極めて小數の悪人檢束に要する費用と相殺せらるゝは恥辱なるべし。然れ共若し吾人にして此等の道德的犯罪者が其拘禁中の處遇によりて善人に復歸するを確實に知り得たらんには此費用も適當なる支出と考へらるべし。普通人に拘禁中其全人格を認めざる處遇をなし又は彼れを敗頽せる重罪犯人と共に拘禁して侮辱せば此等は皆彼れを救済せんと努力するにあらずして危険なる傳染に暴露するものなり。ペンシルバニア州に於ては實に犯罪者のみならず其家族をも罰せるものといひつべし。如何となれば犯罪者を拘禁して之を無報酬にて働かしめ、これ怠惰の結果より來りたる苦勞に遭遇せるものとすのみならず、犯罪者の家族をして其生計を維持せしむること能はず、他力と物質の苦しみに委しつゝあればなり。如斯實況なる爲此の州に於ける受刑者は其十五%のみが辛じて勞働に對す

る報酬の幾分を受くるに過ぎざるが如し。故に吾人は我が全刑務所に於ける工場を經濟上の眞の工場たらしめんとするの提議をなすものなり。

是れ單なる架空の提議にあらざるなり。ピンショツト (Pinschott) 知事にして若し東刑務所を移轉すべき土地購入費及び建築費として五十萬弗を充當せる原案に署名せば此計畫の根據は今や決定するものと云ふを得べし。吾人は我が知事が此計畫の目的とする所に同情を有せりと雖、同氏の意見にては現時此稱讚すべき目的を完成するの資金に欠乏せりと云ふをも知れり。然れども知事在职二ヶ年に於ては議會は其過去の債務を辨濟すべし。故に今年末に於て其債務は恐らく清算せらるゝことも確實なり。故に今後二ヶ年州は全受刑者を雇備するの準備をなし得べし。知事及社會局の兩者にして以上の如き計畫を是認するの意志あることを示さばこれによりて吾人の多年期待せし目的は到達せられたるものと云ひつべし。廣大なる土地に於ては唯に種々の農業を行ふことを得るのみならず又或種類の工業も行ひ得べし。故に可及的各受刑者をして其才能又は欲する所に應じたる作業に就かしむるを得べし。吾人は如斯計畫は之れを獨立會計

となし利益を上ぐるの必要なしと州議會より承認せらるべしと信ず。吾人は受刑者の多數が其釋放せられたる後制限せられたる作業にては就職するを得ざること明かなる爲全受刑者をして一二の作業にのみ従事せしむるが如き方法は之れを歓迎せず。二三の州殊にミネソタ州の州立刑務所に於ては其完備せる作業經營により州に莫大なる利益を返還しつゝあるは事實なり。此の種の計畫には幾分の利益あるを以て受刑者は勞銀を得て其一部分を其家族に送付するを得おれり。然し其釋放後に於ける受刑者個人の幸福につきて觀察せば吾人は釋放者が社會に於て實際にある種の職業に従事し得る可能性の大なる各種各様の作業を設くるの途を擇せざるべからず。吾人は勤勞の風習を養成するの點に於ては經營宜しきを得たる事業に於けると同じく規則的の作業も亦價值あると認むるものなり。併し若し受刑者が釋放せられたる後も同一の作業に關係するを得ば尙ほ一層大なる價值あるべし。然し之れを要するに如何なる種類の作業たりとも怠惰ならしむるよりも効果あるものなり。

吾人は何處へ迄も州財政上に於ける利益の爲に受刑者を利用せんとするが如き計畫には反對するものなり。

請負人の爲受刑者各個人に可及的多く働かしむる舊式の請負制度 (Contract System) は州に屢々利益を與へ又常に行政費を減少するものなり。然し本制度の弊害は顯著なりし爲本制度の實施に對し輿論激昂し來り遂に之れは殆んど合衆國の各州に於て廢止せられたり。吾人は大刑務所は受刑者各個人の幸福に關し無關心にて獨立經營をなすべしとは主張せざるも然し殆んど一小社會を爲せる刑務所に於ける作業上に於ける利益は其刑務所を支持すべきは明かなるが如し。事業本位に支配せられ勞働に對し相當の賃銀を受くるものは其管理に二三の興味と満足とを感じ又一面一般經營に對し之れを助成するの責任を感じ且つ之れを行ふの責を負はざるべからず。我が刑務所經營に要する莫大なる費用は刑刑主義を害せざる範圍に於て大部分之を減少するを得べし。若し吾人に此等の管理方法に關し勸告するの義務と機會とを與へなば、然らば疑ひもなく共同事業に最も緊要なる安寧の心髓を得べし。我が協會は各種の工業作業に關係し得るを以て我が協會のなす提議は如何なるものたりとも想像に出でたるにあらずして他の各州に於ける種々の工場に於ける眞の經驗に立脚せるものなり。本州に於ては吾人はアル

ジョンソンの郡作業場 (the Allogheny County Work house) は最も良好なるものなりと指定するを得るなり。

東刑務所 (The Eastern Penitentiary)

一九二三年は東刑務所の沿革に二時期を劃したる年なり。前議會にて可決せられし法律により五名より成る舊の監察委員 (Board of five Inspectors) は九名より成る新し管理委員 (Board of nine Trustees) と交代せり。ジョン、シー、グルーム大佐 (Col. John C. Groome) は所長に任命せられ六月一日に着任せり。一四名の官吏及雇員の内老朽看守 (Guard) の全員解職せられ、右に代はる新任者の任命ありたる外退職者は殆んどなかりき。故に本刑務所は全々新管理方針の下に立つに至れりと云ふを得べし。所長は過去數年間州警察部長 (Chief of the State Constabulary) の職にあり又最近の歐州大戰に於ては佛國に於ける俘虜收容所主管として勤務したる人なり。故に軍制上に於ける幾多の事項を採用せり。然し此採用した事項の善悪は其成績によりて判定すべきものにして、今遽かに此新施設に對する最後の判定を爲すは猶早計と謂ふべし。新管理法によりて將

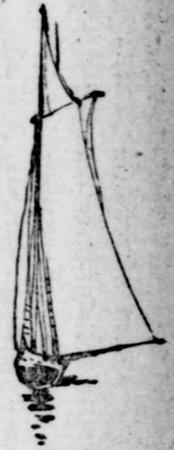
來せられたる第一の變革の一は目下受刑者の食事に使用する食堂の建設なりき。吾人は在房中の人に食物を分配する如き陳腐にして不愉快なる制度には常に反對したるものなり。此制度にありては食物を恰も動物園に於ける動物が飼養せらるゝが如き方法によりて分配せり。如斯は清潔ならざるのみならず食事に關する衛生的の習慣を養成するものともならざるなり。元來人間は食卓につき自由談話をなすものなり。故に吾人は新施設の結果居房は以前より一層秩序よく整頓せらるべしと信ず。

當局は凡ての機會を利用して作業に努力せんとせり。隨つて種々の物品を作成し又は公共團體の爲めに作業をなすに當り各工場を督勵するに努力するを常とせり。此當局の努力に拘らず收容者は一定の作業を有せず故に收容者は象眼箱、食卓、各種の骨董品殊に數珠玉手提げ等意情を免るゝが如き道樂仕事に督勵せられたり。然し幸にも二三同情家の好意により此等製品の賣店はブロード及ワルナツツ町 (Broad and Walnut Streets) の角近くに建設せられたり。收容者の過剰なるを緩和する爲全女受刑者及び約四百名の男受刑者は地方刑務所に移送せられたり。此措置によりて或る程度迄緩和するを得たれ

ども尙ほ現状は理想を去ること遠し。而して本刑務所は其收容者各自に二三種の工業を爲さしめ得るフライデルファイヤを去る二〇—三〇マイル以内の於ける廣大なる土地に移轉せらるゝ迄は大改革を爲し得るの希望は少なし。此の移轉に關する提案は所長、管理委員、知事、社會局及び州に於ける行刑事業の改良を其目的とせる凡ての團體によりて承認せられたり。然し目下此計畫の完成を障碍する唯一の障碍物は州金庫に於ける資金の欠乏なり。若し一九二五年の議會の好意ある措置によりて此緊要なる救済施設を完成せしむるの運ともなるに至らば資金を得るは固より容易なり。過去半年間我々委員に個人面接を依頼せし受刑者数は比較的小數なりき。此現象は凡べての規則を修正したる新管理の良好なる結果なるが如し。種々なる理由により管理上に於ては委員の接見を躊躇するが如し。然し此任務は一七八七年委員會の組織以來委員によりて實行せられし事項なるのみならず一八二九年には法律上に承認せられたるものなり。委員會の内規によれば其在任中に委員は可及的頻繁に刑務所を訪問すべしとあり。且つ委員は受刑者に關する凡百の事項を熟知し又個人面接をなして彼等の現在及將來の幸福

を助成する方法を注意し或は獎勵せざるべからず。且つ又委員は刑務所の建造物を熟知し其規律及管理に注意し實行委員會の定期會に其所見を印刷に附して報告すべしと要求しあり。然るに此等の任務に干渉せられし爲、協會は過去六ヶ月間殆んど其機能を停止せざるを得ざりしは云ふを要せず。吾人は勿論新任官吏の多數が初めて犯罪者を處遇するに當り一定の方針を案出せんとて困難當惑せるを認む。然し官吏の催したる二三の協議會に於ては吾人の申出も歓迎せられ近き將來に於ては新規則の下にありて接見が再び開始せらるゝ爲二三の規則は修正せらるゝことを明言するを得べし。

東刑務所の官吏は毎月保護觀察すべき受刑者又は釋放すべきものの名簿を進んで送付し、吾人と協調せんと準備せり。如斯なるに至らば吾人は彼等受刑者を再び社會に復歸せしむるに大切な準備をなすを得べし。吾人は双手を擧げて釋放者を歓迎し又は彼等の爲に職業を紹介し其家庭の安全を計るに吾人の最善の努力を常に盡すべし。



ペンシルバニア刑務協會 第三百二十七回例年會議

ペンシルバニア刑務協會の第三百二十七回年會は、フィラデルフィヤ南一二號通り二十番のフレンド會場にて、一九二四年二月一日の夜會長、エドワード、エム、ウイスター (Edward M. Wistar) 司會の下に開催せられたり。

出席者は會員及來聽者を合し三十名なりき。

第一に第三百三十六回年會の議事要録朗讀せられ且つ承認せられたり。

第二に一九二三年五月十七日に開催せられたる特別會 (The Specialmeeting) の決議録も亦朗讀せられたり。

此の特別會に於ては、一九二三年一月十二日に開催せられたる年會に於て決議せられし指命委員會 (Nominating Committee) の組織を改正する提案につきて論議せられたり。

たり。而して此特別委員會に於ては、該提案は協會の次會に於て考究すべき特別案とせられたり。故に該提案は特別會の決議に従ひ協會の次會に於て論議せられ、遂に規則第六條の第五項は次の如く變更する旨決議せられたり。

毎年十二月の定會に於て代表委員會は (Acting Com. Mites) 協會の役員及代表委員會の委員を協會々員中より指命すべし。

次で一九二三年の代表委員會の報告は書記より朗讀せられたり (別項一九二三年に於ける委員會報告参照) 尙ほ同年の會計報告は十二月を年度末とし、収入及支出の明細書を表示して行はれたり。

次に書記は昨年一年の年會に於て任命せられたる指命委員に對し協會の役員及び一九二四年二月一日を以て其任期を満了する代表委員會の委員の名簿を呈出せり。然る後ウイリアム、エム、ウキーパー師 (Rev. William M. Weaver) の動議により、書記は委員會より推薦せられたる被指命者に對し、協會の投票用紙により投票する様注意したり。次で投票行はれ、其結果被指命者は夫々役員に選任せられたる旨發表せられたり。

次に本會に出席したる州の社會局長 (Secretary of the Department of Welfare) エン、シー、ポッター博士 (Dr. Elleng. Potter) は現時の州に於ける行刑狀態の良好なるを稱したる後、尙ほ今後改良を要する諸點に關する現時の計畫を詳細に次の如く説述せり。

刑務所改良家なるものは精神病の感傷家なりとは一般の觀念なり。然るに公衆は行刑制度を適當に改良せんと熱心に努力する人々は犯罪人に對してのみならず、亦た一般公衆に對しても眞に同情者なることを知らず、唯だ公衆に直接興味を惹起せしむるは刑務所收容者に職業訓練を爲さしむる點なり。如斯せば受刑者の釋放後彼等をして現實に愉快なる生活を爲さしめ得べし。勿論吾人も各受刑者に職を與ふることは最も賛意を表する所なり。故に各刑務所は秩序ある作業經營をなさるべからず。斯の作業經營にして順調に進まんか、目下納稅者によりて支拂はるゝ巨大なる經費の大部分は補填せらるべし。刑事々業及我が刑務所經營に要する經費の大部分を受刑者の勞働より現實に補填し得らるゝに不拘毎年此爲めに六七百萬弗を支出するは愚の骨頂と云ふを得べし。こは公衆の利益の爲に受刑者を利用してさるものといふ

べし。衛生的にして有利なる勞働はそれ自體に於て感化的の影響あるものなり。怠惰は犯罪を醸成するものにして又道德の破壊者なるは常に認めらるゝ所なり。

予は嘗て不當なる審理を受けたりと思考し居る受刑者より幾多の不平を聴取したるが、其多くの場合に於て眞實の不平なりしと推察するの理由ありしを認めたることあり。實際家中には往々不謹慎なる人々のあるは明かなり。今や法律を實際に施行し又は之れを解釋するものは最も高潔なる人たざらるべからず。

數年前迄本州の五二郡に過かりし不正なる受負制度 (Free System) は目下尙ほ三十二郡に存在すと雖、次の議會にて決議せらるべき法律によりて廢止せられざるべからず。目下州の此等郡刑務所に於ける受刑者の約五分の一は寄宿舎に於て賄せらるゝ雖此寄宿舎より生ずる利益は郡吏に着服せらるゝ現狀なり。

受刑者の健康に關し可及的適當なる注意を爲すとは社會局 (Department of Welfare) の常に思を致す所なり而して多くの郡刑務所は健康受刑者に對しては種々適切なる設備を有するが如しと雖病者又は精神耗弱者の看護に對する適當なる施設に於ては尙ほ幾多の欠陥あり。若

し病者及精神に欠陥ある者に適當なる看護をなさしむとせば本州に二三の特設刑務所を設置するを要すべし。殆んど拾五ヶ年の間國民は犯罪者に假釋放及び保護觀察の特権を與へたり。州は此の法律の施行により大なる利益を得おれり、然れ共吾人は一層適切なる制度を設立して最大の效果あらしむるに努力せざるべからず。それには假釋放の適用を審議する特設局を設置せば最も適當なる事明かなり。而して又當該局をして赦免(Pardon)の適用を掌らしむることも亦賢明なる方法なるべし。特設局は凡べての記録を査閱し、殊にソントラテストを施し、且つ犯罪者並に其犯罪に關係ある凡べての事項を充分に調査して其處分をなすべきなり。

余が本州の凡べての刑務所に關し系統的に調査したる結果は社會局が刑務所改良に主張せる種々の事項に對する基礎となれり。多くの場合に於て此等の主張は實行せられたるが、然れども此等の主張に對する實施方法を以て一層容易に改善せられんか一層效果を表はすならん。

次でクエーカー宗に恐らく歸依せりと思はるゝ復歸課長 (Chief of the Bureau of Restoration) ダニエル・バツ



行刑費よりも遊技費

「私達が子供の時分に是丈けのものがあつたら、我々は今茲にはゐないでせう」とはアメリカの或郡の遊技監督が或プリズンで受刑者共にベイスボールをやれと勧めた時に一人の受刑者が悲しげに答へた語である。この受刑者が子供であつた時分には全くプレーグラウンド(運動場)はなかつたのである。若しも彼がプレーボールをやるために公園のグリーンズ(草原)へ行き又はスウキミングプールへ行つて泳ぎをやつて子供の自分の本能を満すことができたなら法律を犯すようなこともなかつたらうに、そうでなかつたのは眞に悲しむべきである。今日は全く事情一變して子供はその本能を満たす機会を有つてゐるのである。アメリカの到る處の都市は前に掲げた受刑者の語の意味を事實に徴して其眞なることを見出したのである。都市は今やプレー・センター(運動場)を設備し

適當に之を管理することは健康を増進しシテイズンシツ

クレイ氏 (Mr. Daniel Buckley) は聽衆に次の挨拶せり。

社會局長の述べられたる企劃の價值につきて注意を喚起することは余にとりても必要ならざるのみならず、本會場に於ける聽衆に對しても必要ならざるべし。

社會局長は州に刑務所 (Penal Institution) 及矯正院 (Correctional Institution) の二種の存在せる理由を其職掌上より長時間に亘り詳細に權威ある説明を與へられたり。

社會局長の演説に對し質問討論のあらざりしことは余が茲に幾百言を費すよりも大なる價值あるものなるべし。

此討論會に於て斯く質問もなく通過せし上は一般州民より期待せらるゝ此行政制度は實行に進まざるべからず。固より何事も人道的の團結存せずして成績は期する能はざるものなり。

最後にウイスター會長は協會を代表しボツター博士の演説を承認する意見を表示せり。而して尙ほ會長が有益なる改善を爲すに當り社會局と協調するの意志を有する旨を同氏に聲明せり。Prison Journal 4-1 (芥川生)

ブを發達せしむるのみならず、同時に又犯罪を防止するに與つて大なる功のあることを發見したのである。實に今日の運動場費はたしかに今日の行刑費を削減することができるのである。此の問題は永久に興味をひくもので、決して一時の論議の後忘却されて了うようなトビツクではないのである。

プレーグラウンド・エンド・レクリエーション・アソシエーション・ラブ・アメリカのウッド氏はニューヨークのナショナル・マニシバル・レビュー誌上で次の如く述べてゐる。

「數多き都市からの統計は都市の遊技費の犯罪の上にと及ぼす影響を感知するのは現在のプレーグラウンドの子供が大人になるまで待つ必要のないことを示してゐる。

普通犯罪の素であつて而かも其者からして納税者の厄介である少年犯罪の上にと及ぼす効果が數ヶ月の内に明かになることも屢々あるのである。その効果は少年裁判所に來る事件數の減るのと少年の破境的な悪戯の少くなるので分るのである。ウエスト・バージニアのブリュウフェルドのポイス・ワーク・ディレクターの最近發表したステートメントによると此の市では三年以前には一年五十

人余の少年を此のリホームートリー（矯正院）へ送つてゐたのであるが最近二年間には僅かに二人を送つたのみであつた。此の著しい差は三年前に設立された子供俱樂部及ブレイグラウンドに負ふてゐるのであるといふ。一人の少年を一年間リホームートリーに收容する平均費用は四百弗である。で、一人一年五十仙を監督のあるブレイグラウンド及び遊技の維持費に充てれば、一人の少年を矯正院へ送らないで済む爲めの節約貯金で八百人以上の少年に監督のついた遊技を準備してやる事ができるのである。

監督付きのブレイグラウンドの熱心な主唱者は少年の上に及ぼすその利益を直接に知つてゐる警察官に過ぐるものはないのである。サン・フランシスコの警察長ダニエル・ラブリーン氏は同市のコミュニティ・サブエクスレクリエーション・リーグに尙ほ運動遊技設備の設けられてゐない部分へも急に事業を擴張することを訴へてゐる。彼はブレイグラウンドが危険なガング（少年の不良團）を立派なスポーツマンシップを有つた若きシテイズンに変化することのできる効果のあることを親しく觀察してゐるのである。

ペンシルベニアのチーフス・クラブ・ボリス・アソシエーションは一九二二年十月ウキルクス・パークに於ける會議で、少年の犯罪及び市街の弊事を防止し且つ充分なる監督によりて健全な運動を供給すべくペンシルベニアの全市を通じて凡てに充分なブレイグラウンドを設置する爲め市及び地方團體がコミュニティ・サブエクス及びブレイグラウンド・レクリエーション・アソシエーションクラブ・アメリカと協力する運動を裏書せんとする決議を可決したのである。

運動場及遊技は適當な監督の下に家庭學校教育及び其他の公私保護機關と協力するときには、少年の遊び時間に街頭の悪感化を受けることを防ぐばかりではない。それはノーマルな本能をノーマルな形式で發揮する機會を少年に與ふことができるのである。運動遊技はガングの精神に代ふるにチームの精神を以てすることができるのである。而かも一小社會とも見るべきブレイグラウンドは公平の觀念を吹き込み、法律の遵守が最大多數の最大幸福をもたらすべきの道理を教ふるシテイズンシップの學校として役立つのである。』

(Literary Digest May 3, 1924)



累進的刑罰執行論（承前）

國際刑事協會獨逸支部員報告

正木 亮 譯

累進的刑罰執行論

次に此の附隨的特徴の第一段には個々の點に於て進級は如何に規定すればよいかといふ種類及び方法が屬するのである、吾々は此の點が種々なる方法にて生じ得るといふことに付き既に説明したのである、此の規定は常にイングラントやアメリカに於けるが如く最初アイルランド式累進制度に用ゐられたる比較的複雑なる點數制 (Marken = und Strichsystem 譯者曰く Goldschmit は Markensystem より Strichsystem といふ言葉の方が正しいのだと謂つて居る、吾々が若し毎日の得點例へば最高八點、次七點、下等六點の場合その得點の總和の點より見れば Marke system が當り先づ最初一定期間の總點を定めそれを毎日の得點より消して行けば Strichsystem といふ言葉の方が當つて居る、然し Mark も Strich も共に點數制には必要なことであるから茲には一緒に點數制と譯す)によりて實施されるのである、特殊の刑務所例へばエルマイラ (Elmora) 此れに就ては泉二博士がその管理に就て刑政第三六卷第三號に又日本刑法論の總則にも簡單に書いて居る)に於ける刑務所に於ても點數制は受刑者の自給自足制度と關聯して居る而しその爲めに一層複雑になるのである、獨逸にては此の制度は正に一般に排斥されて居る何となればそれは餘りに面倒であり且點數制自體に機械的になる危険が潛めるが故である、點數制に對しては寧ろ採用したる制度がな

るべく簡單にして且一見明瞭なること、點數の割當又は記入、制却及日數が下級官吏に委ねられず然も機械的方法にて取扱はれず、反て最もよく刑務所長自身により行はるゝことを要求されなければならないのである、若も所長が自ら報告に基きて呼出されたる受刑者を訊問し且數日間の得點を證實し、所長自身學校及び工場の勉勵に關する數日間の割引を査定する時は機械的形式主義の噂は最早なくなり反て彼が報告と受刑者の人格を考査する故に必要な方法を以て個別分類をすることが所長の手に納められて居るのである。

附隨的特徴の第二段は累進的刑罰執行に於ける獨居拘禁と雜居拘禁の關係によつて形作られるのである、此の點に關しては總則に於て例刑は第一に獨居拘禁に付し次に雜居拘禁に付せらるゝとも吾々は決してその點から累進制度の原則的特徴と認めることは出来ないものである、此の點は既に例へばアメリカに於て全刑を原則として雜居房にて執行し之に反し獨居房は懲罰手段としてのみ適用せらるゝものであるといふことから出て居るのである。

されど他の形の累進制度では自由刑は全然獨居房内で執行せらるゝといふ點も同様によく考へられるのである、其處でフオン、ヤーゲン(V. Jagemann)の批難(刑事心理學日刊雜誌第十卷第一號第十五頁 Monatschrift für Kriminalpsychologie, X. Jahrgang, Heft I S. 15)は薄弱となるであらう、曰く『ザクゼンに於ける刑罰の強制が漸次緩和されて行くその變動は階級制度(Stufensystem)に對する美點である、されど累進自體は拘禁方法とは離るべからざる關係のあるものではない即ち累進は獨居拘禁の場合にも亦之を行ふことが出来るのである例へば終りの階級に於て自己の作業を許可することにより之を行ふが如きである、之に反し少くとも房を廣い部屋に代るに過ぎないものであるならば累進が不良受刑者の團體に行はるゝはと理屈に合はない』と、此の批難に對しては總則に掲ぐる獨居拘禁が全く雜居拘禁に先立つべきものなる場合に限り直ちに正當なりと認むべきものである、余がウキツトリツヒに於ける第三級にて獨居拘禁、第二級及第一級にて雜居拘禁に付することを模倣するならばそれは受刑者が獨居拘禁中に考査せられたる後彼がもつと強い誘惑にも堪へ得るや否やを檢査すべきこと、受刑者の眞の性質が雜居拘禁中に明に認識されるゝこと最後に不良分子は常に雜居より遠けらるゝといふとを熟考の上からであつた、此處に受刑者が自ら進んで上

果進的刑罰執行論

級でも獨房に止めてもらひたいといふ願を申出で而もその願が明に相當であるといふことは經驗上大に注目し値するものである、其他の點に於て余は今日獨居は第三級のみならず第二級にも之を置き且雜居は受刑者をもつと飾ひ得る爲めに第一級になつて始めて適用するがよいと思ふ。

最後に今日假釋放によつて行ひつゝある中間級(Zwischenstufe)の擴張は議論の存するところである、吾々は之を以て附隨的特徴の第三段とする、先づ此の點に關しては彼のアイルランド制のとれる如き中間刑務所(Zwischenanstalt)の設立を研究すべきである、此の關係にて最近ハーフェルベルグ(Havelberg)に一種の郊外刑務所(Freiluft-Gefängnis)を設立したる試みは面白いものである、此の刑務所には刑期中行狀善良なりし殘刑短かき者を入所せしめ且此の刑務所では比較的大なる自由を與へて農業及び之に類する作業に従事せしめらるゝのである、余の知れる範圍内ではその試みは成功して居るのである、尙ほ且如斯き試み又は之に類する各種の試みを完全なる組織として累進的刑罰執行の制度の中に入れること即總ての受刑者を累進制度の最後の級に入れるよりも如斯刑務所に入れるといふことは一つの非常なる進歩を現はすものである、さり乍ら余は一般的制度及び累進制度に屬する組織として特設中間刑務所を設立することは困難に遭ふだらうと信ずるものである、然し若もハーフェルベルグの試みが累進制度のなき刑罰執行に對しても亦非常に價値あるべしといふ理由にてもつと多くハーフェルベルグの試みと類似の刑務所が設立さるゝに至るならば著しき進歩として敬意を表するであらう、吾々は中間刑務所を常に累進制度の本質上の要素と關係あるものとは考へないのである。

余は例へばアメリカ及びイングランドに於て特に實證したる不定期刑の實行問題を重大なるものとして掲げて見たい、惜上述の方法に於ける假釋放の組織にては不定期刑の言設は確に刑を行ふ實情に従てなされて居る、何となれば二年に處せられたる者は實際は一年半乃至二年の刑に服すべきであるからである、されど此の場合に於て假令釋放を刑期四分の三に代ふるに三分の二にしようとするともその期間があまりに短かきことは不利益である、其他余は各人を二年の刑に處し且之に行狀善良なるときは二分の一年を減ずるか又は之を一年半の刑に處し同時に行狀不良なる

果進的刑罰執行論

られずして終るのである、然り保守的なる受刑者は正に退嬰し而して其の前刑中に老練なる方法にて諸種の利益即ち刑務所の経営中の善き作業便利なる地位を贏ち得ることを憶えたる者よりも顧みらるゝこと少なきことは其の危険大である、吾々が公明正大なることを欲するならば吾々は普通の刑罰執行に於ては是非とも個別處遇の要求に對して常に故意に反對しなければならぬ。

かるが故に受刑者全體を正しく處遇し得る爲め而して正しき方法にて個別處遇と一般處遇の中庸を守る爲めに、吾々が受刑者全體を不秩序なる分子の大一團となす代りに、特徴に従つて個々の團體に區分するといふ思想が自ら現はるゝに至るのである、されど吾々はもつと大きな團體を一見してわかる様に爲め又彼等を精神的に克己せしむ (Ihnen geistig Herr zu werden) 爲め即ち團體を秩序あるものにする爲めに一般に研究をなすべきである、教育制度に付て見ても亦學校の組織は僅に一般文けある學校に比し遙かに優れることは吾々の経験が昔より知つて居るのである。

さり乍ら如何なる立場に従つて受刑者を集める必要があるかは今や問題となつて居る、只前科を考察すること、及び受刑者を前科なきものと前科者とに區別することのみにては充分ではなく、形式に流れることになるのである、但し受刑者を內的道徳心によつて集めることは實際上不可能のことである、何となれば豪い人性の洞察者と雖受刑者の入所と同時に直ちに受刑者の道徳的高潮や深みに關する確實なる判斷を下すことは出来ないであらう、かるが故に累進制度のとれる如き分類の外に適當なる分類はないのである、而して累進制度のある刑務所となき刑務所たるを問はず其の何れかの刑務所に實際從事したことのある人は余に同つて進級分類による累進的刑罰執行は受刑者に對する正しき且公平なる處遇を容易にし且個別分類の正しき實行が可能なることを賛成するであらう、內的に悪い人が上部の善良なる行狀によつて上級に進むといふことは緻密なる考查をなす場合に於ても或程度迄生ずるであらう、されど此の點は常に例外に屬することであらう、さり乍ら道徳的高潮を生じたる受刑者が下級より進級させられないとか、又彼が贏ち得る恩典が決して分與されないといふことは排斥することを要するのである、假令確なる特徴なきときと

雖吾々は級を分ける時には常に受刑者に對する正しき評價や取扱に關する特に貴重なる暗示を得るのである。

累進制度の第四の優越點は累進制度が有效なる懲罰手段であるといふことである、故に屏禁 (Arrest) の如き重き懲罰は漸次なくなるのである、一般に受刑者は賞與による刺戟よりも罰を恐れないことは善良なる行動をなすに至る動機となるのである、受刑者をして内部規則の維持になれしめることが正しき刑罰執行の主要問題であるならば、而して刑罰執行が規則維持の點を過分の重き罰を科することなくして容易に達し得らるれば夫れ刑罰執行は善きものであるならば吾々は此の場合更に累進的刑罰執行が優越に住するものなりとの廣き證明を有するものである、此の關係に於て余は小さな違反によつて爲さるゝ無数の報告の結果、受刑者が屢々呼び出され且所長が即決を以て罰に處せなければならぬといふことなくして人々に感化を及ぼす機會を作り得ることは大なる利益であると主張したのである。

終りに余は最後の優越點として累進制度により看守 (die Aufzichtsbeamte) も亦受刑者を正しく取扱ふことを教へられ且受刑者の全體の動作を監視することを憶へるといふ點を掲げて見たい、之に反し他の特に獨居拘禁に付せられた受刑者は大體に於て受刑者自身に委ねられその間彼等は重大ならざる違反に責任を負はしめらるゝのである、故に又累進制度に於てはあまり嚴重に處罰せらるゝものに非ずと雖刑務所の懲治と秩序は決して悪化するものに非ずして反つてよくなるものである。

此等の如斯き組織上の優越點を蔑視する爲めに常に累進的刑罰執行に對する多くの批難が起るのである、其の批難の多くは既に上述したる説明により駁駁し得らるゝが故に余は茲に簡單に解決することが出来るのである、先づ此の點は外形上の形式主義の批難に適用される、而してその形式主義たるや異りたる點を以て一九一一年の獨逸刑務官協會 (der Verein der deutschen Strafanstaltsbeamten) より提出されたる裁判上言渡されたる自由刑の執行に關する獨逸國法規の草案に對する提案によりても亦擧げられたのである、而してその提案第三十二條註一を引用すれば次の如くである。

『定マリタル階級アル刑罰執行（累進制度）ハ規則ノ不融通及ヒ個別處遇原則ノ危険ヲ豫防スル爲メニ獎勵セラルヘキモノニ非ス』

此の批難が全然當らざるものに非ざる點數制の機械的實行の場合に關するものならば、若し所長が各報告及び一般的に各階級の進級及び降級に關し各場合を考查し且個別分類をする可能性を有するときは少しもその批難にこだわることはいらないのである、吾々は寧ろ反對に累進制度は普通の刑罰執行より以上に正しき個別處遇を必要とするものなることを信するのである。

同時に吾々は累進的刑罰執行に於て刑罰の概念が非常に弛緩するとか又その恩典によつて刑罰は印象が極めて少くなるといふ批難を從來の説明によつて假空なものだと認めることが出来るのである。

獨居から雜居に移さるゝことに對して爲さるゝ批難も亦同様である。

次に第四點として受刑者の取扱上刑務所作業の自由が強過ぎる程制限されることは累進制度と關聯するものである、而して例へばゲブラーも亦『此の點に關しては官吏をして屢々時を延ばすだけの自由を與へしめる必要がある』と要求して居るではないかと主張さるゝならば余は此の點に關しても亦反證を擧げることが出来ると思つて居るのである。只我儘になる危険のある自由は累進的刑罰執行に於ては制限さるゝのである、余は自己の經驗上、余が普通の刑罰執行を以て刑務所を治めて居る今日累進制度を採用して居るウキツトリツヒに於けるより以上に自由を感じるものではない、寧ろ余が半進制度の利益を余の今日の刑務所に於ても亦享け得るならば愉快だらうと思つて居ることを附言することが出来る。

第五點の批難は假に累進的刑罰執行が普通の刑罰執行よりも良いとするならば累進的刑罰執行は只長期刑に於てのみ適用せられ得ること換言すれば長期刑に處せられたる者即ち不良受刑者が良き受刑者よりも不當に可愛がられるといふ主張である、此の批難は實に短期刑を一般的に防止する議論に相當するものである、何となれば短期刑は長期刑の如く感化を及ぼすことは不可能であり且長期刑は受刑者から刑務所の畏ろしいことを取り去り之を刑務所に馴れし

めるといふ危険が包含されて居るからである、若も此の批難が累進的刑罰執行自體が軟弱なる而して愉快なる刑罰方法である様な考から出て居るものとすればその批難は全然間違つて居る。

さり乍ら累進制度が偽善を養成すべしとの最後の批難は余には全く説明がつけにくいのである。

要するに余は官吏が各場合に必要なる人性の洞察を以て職務を實行するならば受刑者の偽善の豫想は豫見出来る筈であるといふと若し教師が其の職責を正しくのみこんで居るならば宗教的關係に於ても亦偽善の起るとは比較的に少いといふと及べ偽善が著しき程度に生ずる場合は常に當該教師に責を負はされるといふことを信するものである、次に例令刑務所に於て陳述されたる良い演説が釋放後（*sputer in der Freiheit*）に實行されないとも、それは決して偽善にのみ歸せしむることは出来ない、此等の反對の原因は寧ろ進んで受刑者の性質の薄弱なる點に存するのである。蓋し此處に説明したる累進的刑罰執行の等級は外形上の行狀及び勉勵に重きを置かれて居る而して若しも自然に受刑者の内的生活をも探究し考查せらるゝならば其の進級は行狀の基礎となつて居る性情によるよりも一層廣汎に内部規則に適する行狀によつて行はるゝのである、されど若しも受刑者が三年間も模範的勉勵及び模範的行狀を装ふならばその時は吾々は只彼が彼の一生涯をもつと模範的に偽はり適することを希望することが出来るのである、何となればその時は刑罰執行はその目的を達することが出来たのであり且達すべきことは遂げられたからである即ち刑罰執行は法規に従ひたる外形上の善行及び罪なき生活に入る様に仕上げたからである。

故に累進的刑罰執行の實行が格外に改良の必要あることを示さるゝならば、吾々は實際犯罪に對し何等治療方法の示すべきものなきことを默して言はざることが出来ないのである、されど自由刑の存する限り多くの犯罪者の否認する訴は止まないであらう一而して余は假令自由刑の制限は大に期待すべしと雖自由刑が他の刑罰手段によつて全然代へらるゝに至るとは信じないのである、累進制度の實行は如斯き事件を常に減少するであらうされど決して全然なくしはしないであらう。

要するに刑罰執行が國家法規によつて規定されなければならぬこと即ちフロイデンタールの主張せる如く拘禁が公

法上の法律關係となることは如何にすればよいかといふならば果進的刑罰執行の採用も亦國家法規の規定に基いて起らなければならぬ、換言すれば果進的刑罰執行は純粹なる行政規則に止ることは出来ないものである、其の特徴中の個々の事實及び特に又果進制度の組立は制定の見込ある獨逸國刑罰執行法規が規定すべきものであろう、此の場合假令果進的刑罰執行に關し只 *neelsarus unitas in dubus libertas* にて統一しなければならぬとも全獨逸の刑罰執行に對し成るべく平等なる規定を作るといふことに非常に重きを置かるゝに至るであらう、即ち換言すれば本質的の點のみが嚴格に定めらるゝことを必要とし本質的に非ざる點には或る程度、自由が許されなければならぬ。

余の上述の説明の結果を次の數條に綜合することを許され度い。

一、果進的刑罰執行は拘禁制度として雜居拘禁に獨居拘禁を採用すべきである即ち果進的刑罰執行は刑罰執行中の教化目的刑罰執行中の嚴格なる懲治及び秩序及び受刑者の長い刑期を認むるといふ上述の三假定に基くのである。

二、果進的刑罰執行の組成は一つの制度にすることを必要とするのである、此の中には更に廣い要求として次の諸點が含まれて居る。

- a、恩典の増加せる特定階級への進級
- b、確實なる原則に従ひ帳簿審査に基く勉勵及び行狀に仍る特定期間内の此の進級の細則、
- c、刑務所拘禁と完全なる自由との間の中間狀態の採用、
- 三、果進的刑罰執行はその適用左の如し、
 - a、二十一歳以下の輕懲役受刑者にして且此の場合不定刑の判決に關聯する場合、
 - b、三十歳以下の輕懲役受刑者及び前科なきか又は僅に一度二年以下の刑に處せられたる總ての年長受刑者の場合、
 - c、未だ前科なき少年重懲役受刑者の場合、
- 四、果進的刑罰執行及び其の制度の個々の本質の點の採用は將來制定せらるゝ刑罰執行法規により規定せらるべきものである。(完)

親子の情愛と少年受刑者

中島卯太郎

世に親子の情程本能的で神聖なものはあるまい、親子を愛し子が親を慕ふの情は、實にゆかしきものである、子が親に對する懐かしいとか慕はしいとか謂ふ眞情は幼時に最も甚だしく又露骨である、成年となり親となるに及んでは漸次薄らいで行くものである、之れは畢竟理智が發達して本能的精神靈動の領域が狭めらるゝからであつて、相次的に親と成るに及んでは今度は子を愛する時代と親に仕ふるの時とが相交錯するのである、尙進んで老ゆるに従ひ益々子を思ふの情が濃厚となる、之亦死と云ふ境界線に近づぐが爲め、子の將來を見るの期間が短かくなるから本能的に慈愛が増すのである、是等の點は有形無形の總てに向つて、本能的に行動する鳥や獸に於ては最も露骨であるから能く窺ひ知る事が出来る、彼の鶏の雛を愛するの狀、雛の親鶏を慕ふの狀は、何人と雖感ぜずには居られない程で、實に本能即ち大自然である。さて斯様に親子の關係が本能的の現はれであるとするならば、幼にして親を喪ひ又は親に別れたる子女は實に

麗はしき本能保護の施設であると言はなければならぬ、彼の賽の河原で地藏尊が親に先立つて冥土へ旅立ちした孤兒の集まりを保護し、鬼の迫害から脱れさせると言ふ(眞言宗の西院河原の地藏和讃 空也上人作)は、孤兒の心身を道徳的に又社會的に寫し出したる實態である、近く矯正院の出來たのも其一面に於て地藏尊を偲ばざるを得ないのである、鶏の雛にしても早く親鶏に離れたるもの程有形無形完全の保護なき爲め種々なる迫害を受け、弱者の地位に陥るのである、人間も亦此の通りであるが唯理性の働きを有つて居るが故に多少趣を異にする點はあろう、而し幼年時代にあつては理智も亦頗る幼稚であるが故に、矢張り本能的に親を慕ひ、親は亦本能的に愛護し、相倚り相扶けて完全なる生育を遂げるのである、而るに其懐かしい慕はしい親を喪ふか、或は又親に別るゝに至つたならば、其愛護の下に立つ能はざると同時に、慈愛懷慕の精神靈動の領域を奪はれ若くは迫害せらるゝが故に、純眞なる性情に種々なる龜裂欠缺を生じ、漸次荒廢墮落に向ひ、理性の活動遲鈍と爲り、遂には却て理性に反する行爲を演じて、以て自ら快となすに至り、遂に不良なる行爲を不良と爲さず、又は敢て意とせざるに至るものあるは、蓋し必然の理路ではあるまいか。

今當所に收容せられたる少年犯罪者に就て、最近五ヶ

利益は知れたものである。新聞紙さへ今日
共同購読である。勞働紹介所は仕事を求め
る婦人の激増を示してゐる。他方では大學
へ入る女子は非常な減少である。大學では
工科理科へ入る學生が不斷増加して來てゐ
る。青年の未來は豫め知るべきである。大
學教育に何の價值があらう。商業で見込
むべきである。

何故にかくも修養と風雅の道の萎微した
のであらう。何故に學問を輕蔑し傳統を唾
棄する人々の殖えて行くのであらうか。尙
繼に革命の苦惱を逃れて、資本と勞働との
斷えざる闘争に傷つき怖ろしい經濟上の緊
張状態にある國では學問と文化とに餘まさ
るゝ天地は少ないのである。是れ實に國民
が衣食住の欠くべからざる生活資料のみ
心を奪はれてゐるからである。然し之ばか
りではない。胃の腸の要求にのみ心を奪は
れてゐるものゝ心は硬くなる荒びる。美し
い物に對する感じが鈍くなる、無感覺にな
る。其上に飢餓の經驗は國民の心に斷えず
餓死の恐怖をもたらすのである。餓死の岸
頭に立つものがどうして花園に眼を向けよ
う。此場合にまだ、澤山の學生が學問の
炬火をかゝけて居て居ないのはむしる奇蹟と

とを取てしますまい。お聞きなさい。一
八四八年の革命騒ぎの後、當時のプロシ
ヤの皇子であつたカイゼル・ウキルヘル
ム一世は少しの間國を去らなければなら
なかつたのです。彼は古い一人の副官を
伴れて一八四九年にマインで暫く滞在し
ました。或る日の事プリンスが町を歩い
てると一人のジブシー女が皇子の運命を
判斷しませうと寄つて來たのです、而か
も『皇帝陛下よ』と呼びかけたのです。
驚いたのはプリンスです。『何に陛下だ、
何處の皇帝だ』プリンスは叫びました。
『新ドイツ帝國』とその女は答へたので
す。で、プリンスは『それは一體何時出
來るのだ』と聞きました。『今それを申し
上げませう』とジブシー女は云つて、紙
を出して、先づ一八四九年と書いてそれ
に次のように同じ數字を加へたのです。

1849 1849
1871

「一八七一年に陛下はドイツ皇帝におな
りです」
「何時まで、皇帝になつてゐられるのだら
う」
「それも申し上げられます」と答へて、

いつて可いのである。

新しいドイツ國民はよく働く國民となる
であらう、恐らく能率の高い、のみならず
繁昌な國民となるかもしれない。然しながら
世界をしてドイツに負ふ所あらしめる精
神の産物については、何の熱望を有たない
國民となるかもしれない。

疑ふべからざる事實は、ドイツの中産階
級、嘗つては國民の中堅であつた階級が已
に精神にも身體にも健全性を失つたといふ
ことである。

智識階級の出産率は甚だ低い。暗黒な經
濟状態にあつて誰れも若い者は結婚するも
のではないからである。結婚したものも子
育てることができないからである。夫れば
かりではない、かくも不幸と苦痛とに満ち
た世界に子を産むことは子に對して濟まな
いと感じるに至つたまでに、鐵のような冷
い運命感が、彼等の心に喰ひ入つたのであ
る。【アメリカン・レビュー五月號】

カイゼルの 怖れた豫言

また書いたのです。

1871 1871
1888

「一八八八年まで」

「何時まで、此の新しい帝國は續くだら
う」と最後にプリンスは尋ねました。女
は再び書きました。

1888 1888
1913

「一九一三年まで」と女は答へたのです。
御存じの通りウキルヘルム一世は一八六
一年にプロシヤの王位に上つてから、一八

貧乏退治策

貧乏人とは河上博士に従へば肉體の健康を保つだけの、生活必需品さ
へも手に入れることの出来ない者を意味する。英國等は國家として、富
裕でもこの貧乏人は日本よりも多い。
何故夥しい割合の多人數が貧乏に陥つてゐるのであらうか。博士は曰
く(一)現時の經濟状態の維持される限り、(二)社會に甚しい貧富の
差の存する限り、(三)富者が餘裕のあるにまかし、みだりに贅澤品を
購ふ限り、(四)とも根絶は出来ない。従つて救濟策として三つが暗示さ
れてゐるわけだが、もし世間の金持が贅澤をしなければ、たとへ貧富の差
が甚しくつても、生活必需品の生産力がはゞまれないから、貧乏人は影
をひそめるべき筈だ。で金持の贅澤廃止こそ貧乏退治の根本策だと結論
してゐる。こゝに於てアダムスミスにより倫理學から生れて一人立ちし
た經濟學が再び昔の母の懷へ立ちかへつたのも面白いではないか。

(左に掲ぐるものはレビュー・クラブ・シ
ビュウスの主筆 ウキツカム・ステイ
ド氏が嘗つてタイム・ロマスの大衆通信員と
して、一九〇二年ロイマに在りし時の
エピソードにして、彼の著 "Thousand
Thirty Years" より譯出したるもの)
ロイマにゐたドイツの若い外交官達は、
キング・エドワード(當時の英帝)を恐れて
ゐたカイゼルが何かエドワードに對して陰
謀を企てるかもしれないといふ意見を彼等が
聞いたことを少しも優さないで私に語
つたのである。陰謀の結果は固より戦争よ
り外ないのである。

彼等の内の後にドイツで極めて高い地位
を政府でしめた一人は私に云つた
「そうならば形勢は隨る面白いですよ。
カイゼルは海陸軍から外交何んでも自分
一人でやらうとするに違ひありません。
茲に唯一つカイゼルの制肘するものがあ
るです」

「それは一體何です」私は問うた。
「豫言です」と彼は云つた。「貴方は未
だその事を聞きませんか。その豫言は已
に二度とも當つてゐるので、カイゼル
は三度びその豫言をして的中せしむるこ
とです」

七一年の一月にドイツ皇帝となりました。
そして一八八八年の三月に死んでゐます。
誰れでも知つてゐる事です」とドイツの外交
官は語りつづけた。「で、彼の孫たるカイゼ
ルはこの豫言が再び的の申しはしめいかと常
住その恐怖に襲はれてゐるのです。ですが
たら、一八八八年が無事に終るまでは彼が
戦争を起すとは思ひません」私はこの不思
議な話に深く興味を有つたから手帳に書き
つけてをいたのである。



種の話

自殺の内的原因

従來の自殺研究者は自殺の原因を擧げるに單に外的原因のみに注意し内的原因は看過し馳ちである、若し自殺者が内的に何等自殺の素因を持つて居らぬなれば例へば主人、教師の些細な叱責位で自殺するものではない。

私の研究によれば自殺者の数は中央神経系統に病變のあるもの、慢性アルコール中毒者、月經不順時の婦人、淋巴胸腺體質の人で健康者は極めて少ない、淋巴胸腺體質の人が自殺の素質を持つて居る事は注意すべき事であらう(醫學博士三田定則氏)

瘡癩防法發見

伊太利バヴェリア大學外科病理學研究室のガエタノ・ホイテエラ教授はその生涯と全財産を傾倒して瘡の研究に従事してゐる有名な學者だが、此程多年苦心研鑽の結果が現はれ、瘡癩預防上の一大發見に成功し、最近國際聯盟醫學部會議に於て、自己の發見に就き發表した。

教授は最初に人体が瘡癩に冒されるのはその傳染の中心を分解する或る血清の缺乏に起因することを發見し、健康體からこの血清を採つてそれを瘡患者に注入しようと考えた、然しこの計畫は失敗に歸した、瘡が尙も追究するうち教授は人体に瘡に對する免疫性を與へるこの血清が、頸部にある或腺中に生じ、この腺は人間が成熟するに従つて勢ひ微弱となり、五十歳以上に達すると全くその機能を失ふ事を發見した。

そこで教授は、この腺を人工的に刺殺することに努力し、可成りな結果を収め得たが、まだ瘡の傾向ある人を免疫ならしむる程充分に此の腺を刺殺することが出来なかつたので、更に勇を鼓して研究を續行する

うちに遂に教授は今回の大發見をなすに至つたのである、教授は瘡の免疫性を與へるこの貴重なる血清を人工的に作り出す方法を發見したのである、瘡の傾向ある人はこの血清によつて免疫性たるとを得るのであつて、この血清には毒素がないから、全然危險がないと教授は云つてゐる。

この血清は瘡癩の預防をなすばかりでなく、外科的手術と共に併用する時は、病勢の進んだ瘡患者をも治療する力を持つてゐるのであつて、ホイテエラ教授は目下この治療方法に就て研究中であるが、教授はその研究の結果が頗る有望で、遂からずその結果を發表すると云つてゐる、教授のこの發見は醫學者に深い感銘を與へ教授の新法を實地に施術し、更に教授の研究を進展するためミランに瘡研究所を設置せんとし、議起り目下その基金の募集中であるといふ。

麥湯の効用

麥湯は同じく飲料であつても、茶や、コーヒーとは、その成分を異にし、テインやカフェインなどの如き劇毒性の物質を含ま

鮑屑から紙を製造

加奈院某大製紙工場化學士アルフレツト・チンパー博士は、鮑屑や削り屑を、普通のパルプと混用して立派な暗色の紙を得る方法を發明した之れに仍れば大木片が未だ溶解しないの小木片は溶解し過ぎると云ふ故障も除かれ、而も在來の方法よりも遙に簡單に小額の費用を以て出来ると云ふのである、尙從來使用し得ざりし粗悪な木をも使ふことが出来ると云ふから、一般製材業者からは大に注目せらるべきであり、普通のパルプ製造業者に取つては恐ろしい競争となるわけである。

斯くて得たパルプからは、何如に老練に製造された他の紙と比較すると劣らない所の紙が得られるのだと、

壯丁の刺青に

時代相が映る

和歌山縣隊司令部管内の本年度徴兵検査は海草部を除く外始と終了したが徴兵官の談によれば刺青をしたものが依然に多く

種の話

ずしかも、その香味は一般の人々の好みに適するといふので我國では古くから夏季になると多く用ひられて居る、麥湯は、もと大麥をそのまゝ外部に黒味を帯ぶる位にいりつけて、それをせんじ出したもので、従つてその内にはでん粉が火熱によつて變化したるデキストリンを含み、麥の皮部に含める蛋白質も溶解して居りむしろ一種の滋養劑と見なすべきである、たとへ、その茶わん一ぱいに含めるこれ等のものに比重が少量なりとはいへ、いはゆる湯茶の如くガブ／＼湯にまかせて飲むものであるから、その體中に入る滋養分の量は中々少くない、いはば、重湯を薄めたやうなものである、されば、病人だとか、子供などにはいづれの飲料よりも、むしろ好適で、それをびんにつめて適宜に冷したり、また多少の砂糖を入れて飲むなどは最もよい、近來コーヒー、ココア、チョコレート、紅茶など種々なる飲料を用ひるの風漸く盛んになつて來たが、我國在來のこの麥湯など決して見失すべきではなくして、我國人に最も適する飲用として大いに奨用すべきである。(農學士井上正賢)

都會人の食ふ魚の量

日本は水産國といはれて居ますが最近數年間にわたつて其筋の調査に依れば大體左の通りになつて居る。

都府縣	魚	噸	貫
東京	一九九六三六	一三〇六一	
大阪	六六四七二	一四・三二二	
京都	一三五八六	六・二一〇	
神戸	一一二九四	五二・一八	
名古屋	一一八五八	七・四四六	
横濱	一〇六一九	六・七七八	
東京	一九九二一噸	一・六三〇	
大阪	八八〇二	一・八九五	
京都	五四五〇	二・四九〇	
神戸	一〇八〇	四・八〇	
名古屋	四七九四	三・〇一〇	
横濱	一九五三	一・二四六	

なほ日本人全体の一人當りの鮮魚が六貫もしくは七貫といふ割合になつて居るので同舍の人は都會の人の約半分しかたべて居ないことになる。

特に市部よりも郡部に多い、而して面白いことにはその模様が年々變化して行くことで昨年あたりから静子、玉子など契つた戀人らしい女名を入れたものも多いが本年特に目を惹いたのは忍術使の刺青でこれは近時キネマ流行で目玉松之助などの活動を見忍術名人に心酔したらしい、尙同縣に刺青の多いのは板子一枚下地獄の生活をする漁夫が難船して一命を失ひ漂着した時すぐ誰であるか判るやう目印にすりものが多いからだ。

室内の冷却法

工學士 田中正義氏談

戶外に風の有る無しに拘はらず、家の内の空氣には、冷たい部分と温かい部分とがあつて常に空氣が動いて居る併し、その感じが微な爲めに、普通には感じが著しくないが、その部屋が特に暑いとか涼しいとかいふ感じはその關係から、この點に就ては、特に間取りの如何に原因することが多い、次に戶外の光線を遮断する方法としては、全体の間取から言ふと、餘りに巾の

狭い、奥行きのない家はどの部分も戶外の光線に近く、従つて暑いものであるから、相當に幅の廣い、奥行きのあることは、暑さを防ぐ上に必要である、構造の點から言ふと壁体と屋根が、温度を遮る重要な役目を持つてゐる、壁体には、いろ／＼な構造があるが、その構造如何に依つて、温度を透す量が非常に違ふのである、在來の日本壁も、比較的良い方法ではあるが、煉瓦、コンクリートの如きは、より以上理想的である、屋根もそれと同様で熱を遮し難いものほど涼しい道理である、日本建築の家屋に就ていふと、瓦葺が一番よく、次がスレートで金屬板葺が一番著しいので、更に、今日まで餘り人の氣づかないことで、涼味を呼ぶに最も必要な設計は、天井と天共裏との關係である。

天井は低い程暑い、何故かと言ふと、部屋の中の温度は一樣ではなく、温い空氣は上騰するから、下より上に行く程温度が高い、これは冬季も、夏季も、同様である、その温度の差は、部屋の構造に依つて違ふが大體一尺に就て、攝氏の二分の一乃至一度位の差がある、その爲めに天井が低いと高温の空氣が早く部屋に充滿するので暑く

なる、尤も此の場合には湿度の關係も手傳ふので、その部屋で出来る湿度が、天井が低いと早く發散しない爲に一層蒸し暑くなるから、天井を高くする程よいのである、特に夏季に於ては、晝間窓や障子を明け放すので、比較的凌ぎ易いが、夜分戸を閉めると蒸し暑いのは、風の通らない關係もあるが、晝間天井裏に吸収された熱が貯蓄されたまゝ冷却しないで居るからで、天井裏の温度は普通の日本建築では攝氏の十度位高く、その温度が夜になつても冷め切らずに、天井を通じて室内に來るのを戸を閉め切つてしまふとその發散口がなくなる爲めに、蒸し暑くなるのであるから、それを防ぐには、天井裏の通風をよくして、晝間吸収した温度を早く發散させて、天井裏の熱を冷却せしめることが必要である(萬朝)

爪の性質 爪の長い人は自負心強く爪の廣い人は臆病、爪の短かくて丸いのは短氣、爪に肉のかゝつて居るのは安逸の人、爪の青いのは沈鬱の人である。



皇室の秘庫愈よ開かる

京都御所内の東山文庫は、皇室の秘庫として明治大帝の頃から年一回親しく侍從を差遣し虫干をされる外、絶えてその扉を開かず稀に帝大、京大の教授にその一部の拜觀を許されたに過ぎなかつたが最近に至り牧野宮相は御物整理と關聯し、特に最も困難な根本的調査、整理を企て、近く現代の史家、學者大家を委員に嚴選任命し整理を急ぐこととなつた、同文庫は明治大帝新しく御建設になり、明治十一年特に眞輪係を設け係員は同十八年まで勅封の整理に當つたが、その後行き悩みとなり今日に及んだ、秘められたるものは鎌倉幕府即ち人皇八十二代後鳥羽以後の御歴代が、侍臣にさへ洩らされず殊更にお手文庫に納めた御日記、政治、宗教の御書、或は御眞輪の草稿、御歌書、稀に香の研究書もある分量

の多いのは徳川四代家綱將軍の時の帝後西院、靈元二帝の御眞輪であるがこの間南北朝の争ひがあり源、北條、足利、徳川執政時代とて時には皇室の衰微が想像の外に出で、イザ御文書の整理となれば御聖徳以外御日記、或は御歌に寄せて幕府の専横、皇室の衰微を御筆に残されたものも發見され我が歴史上幾多の新發見があらうといはれとして大きな長持二百にしまひ込んであるのだから分類調査にはかなりの年月を要する見込である。

海軍食料の材料及分量の改良

海軍では兵員の食物の選擇調理の改善のため海軍に兵食研究調査委員會並びに各鎮守府に調理法研究委員會を設け兵員の嗜好と榮養との科學的調査を試み献立て及び調理法を研究してゐたがその結果決定したものは水兵が軍隊生活になれない間絶えず空腹を訴へるので一般兵員に(パン十匁白米十匁刺麥五匁野菜三十匁砂糖一匁)を増食

させ體量十八匁以上の兵員には白米及び麥を二割増加し一般兵員の非常勞働の場合にはパン三十匁砂糖四匁茶〇五匁火酒等を適宜に増し熱帯方面の警戒及び戰術教練の場合には特に機關食として乾パンを與へてゐたの航海には間食として乾パンを與へてゐたの支へなくまた他の艦船にくらべ最も心身を疲勞させる潜水艦乗組員には(乾パン四十匁生蕎麥六十匁鳥獸肉三十匁白米九十匁乾物二十二匁茶三匁砂糖十五匁酢二匁胡麻油一匁鹽十匁味噌百三十匁牛乳八匁ココア二匁)を給して優遇するとなつた

受刑者を如何に取扱ふべきか

米國の新しい試み 受刑者を如何にとりあつかふべきか、この問題はわが官憲の間において相當に苦心攻究されてゐるさうである、これは併しひとりわが國だけの問題ではない、歐米諸國においても、それ／＼その専門家にまつて専心工夫を費されてゐる、今こゝにその意見を紹介しようと思ふトマス・モットが

オスボーン氏の如きも米國の各刑務所に於いて長い間受刑者取扱ひの經驗をもつた専門家の一人である。

○オスボーン氏の意見によれば受刑者を刑務所に監禁するのは明かに二つの目的に基づくものであらねばならぬ、即ちその一はこの監察が、社會の秩序を維持するために出来たことを囚人に自覺せしむることでありその二は、彼は再び社會に生れ出でた際の心得を受刑者自身によく學悟せしむることである、一見した處ではこの二つの目的はそれ／＼別個の事柄であるやうにも思はれるが、しかし歸する處は唯一つ、即ち受刑者によく責任觀念を持たせるやうにするといふ一點に歸するといつても可い。

○刑務所内部の空氣を實際に體驗した上でなければ、有効なる改善が出来ないといふ意見から、自から受刑者となつて收監されつづさに受刑者生活を體驗したばかりでなく、刑期の終了間際には、特に獄則を破つて密室監禁までも受けて見たと自ら語つてゐる、其結果、現在の刑務所制度には二つの缺陷があることを發見した。

○第一、現在の制度は受刑者を個人々々の集つたものと見ず單にこれを一つの集團と

見做して戒禁ふ懲罰第二、受刑者自身と仲間の人々及び彼等がその秩序を破つて監禁せらるゝに至つた社會そのものに對する責任觀念を懲罰に注入する注意を缺いてゐる、しかしして受刑者の個性を認めない、第一の弊害は倫理的に第二の缺陷と相待つて受刑者の責任觀念を稀薄ならしむるに至るのであるとはオスボーン氏の意見である。

○然らばこの缺陷を如何にして矯正すべきである、かそれに付矯正策を受刑者自身に諮問したのであつた其の結果、ニューヨーク州アウバン刑務所のチャック・マルフイといふ終身受刑者から一つの解決が提議された、しかしその提議の要旨といふのは實に受刑者自身の團體に絕對に受刑者のみの自治體を作らしめるといふのであつた。

○斯様なことが果して實現され得るであらうか、最初これが提議された時は何人もみな斯う考へた、しかし試みにこれを實行した結果は、豫想以上の成績を示したのである、その方法といふのは至極簡單であつて、先づ受刑者は若干名の委員を選挙するこの委員は更らに看守と裁判官とを任命する裁判官は五人で若し受刑者中に刑務所規則を破つたものがある場合には、これを審

判して受刑者全部に報告し、その承認を得てこれを裁判するのである、但しこの判決に對して不服ある場合には、これを初めて刑務所長に申告してその裁斷を待つといふことになつてゐる。

○この方法が試験的に採用されてゐるのは前に述べたアウバン刑務所を初めニューヨークのシン・シン刑務所、ケンタッキー刑務所及び歐洲大戦中には合衆國海軍刑務所においても採用されてゐた、特に最後の海軍刑務所においてはオスボーン氏が初めて其處の所長になつた時には七十人の受刑者に對して百八十人の看守を使用したゐたが職争末期の頃には二十人の受刑者が居るにも抱らず、看守は一人も必要となくなつたといふのである。(東京日々新聞より)

○市谷刑務所職員向上會

精神修養、人格の向上を計らんが爲め同所職員に依り先頃向上會を設立した(會員吉岡利兵衛報告)

◆米國の職業能力恢復教育

社會教育事業の一部分として最近發達し

た成人教育の一種に、職業能力恢復教育といふものがある。其れは先天的又は後天的に職業能力を失つたものに對し、適當な指導教育、訓練、手當に依つて出来得る限り其の能力を恢復せしめ本人の爲め又社會の爲めに、利益幸福を増進すべき新制度である。

米國では目下頗る秩序立つた方法で、中央並びに地方政府が協力して、此の事業の爲めに活動して居る次に其の大要を紹介しよう。

労働者が何等かの身體の故障によつて労働能力を失つたからと云つて必ずしも失業者の群に投ずる必要はない。負傷者は疾病によつて起つた故障は、大部分之を補ふことが出来る。

例へば、手足 神経筋肉の作用、視覚聽覺等を著しく害したもので、適當な注意を拂つて之を訓練指導すれば、労働能力を恢復して相當に發達する見込がある。

即ち蒸氣機製造に従事せる一職工が、器械の爆發によつて片足を失ふた。然し適當な指導によつて齒科醫科器械の製造工として非常な成功を取めた、彼は元來齒科器械に類する興味を持つてゐたので職業教育指導者が此の點を考へて彼に適當の教育

便宜を興へた。そこで彼は満足を使つて主に手の仕事なる此の技術に充分の練習を積み數年にして或る州立大學の齒科醫器械取扱いに關する助教になつた。即ち一労働者一躍して大學教授になつたとは却つて禍が轉じて幸福となつたものと云へる。

又茲に一婦人があつて生來の腰部硬化症の爲めに仕事が出来ず、殆んど全部兩親の扶養を仰いで居た。之を職業教育指導官が調査して彼女に被服類に關する興味あることを知り裁縫師として、仕上げようと考へた。即ち熟練した裁縫教師を其の家庭に派遣して暫時教育した結果、今は一流の裁縫師となつた。

人生最大の不幸の一は確に盲目である。然し適當なる指導教育によつて、之の不利益さへも大部分なくすることが出来る。

茲に七歳の時から視力を失つた一青年があつた、彼に音楽に對する嗜好と多少の技能があるのを發見してピアノの整調方法を教へ、八んだ爲めに、彼は今や一流の整調師として立派に成功して居る。

職業能力恢復事業に關して、先づ第一に考慮せねばならぬ問題は、其の事間の過去の經驗と訓練を如何にして利用すべきかに

在る。若し彼が従前の職業に復讐することが出来ないとしても、彼の過去の經驗は何等かそれと關聯した技術を要し、而かもこの身體缺陷が妨げとならない種類の仕事に適應する事が出来るのである。

例へば大工や指物師は、若し手に負傷して自ら労働に従事出来なくなつても既得の建築物に關する知識經驗を利用して建築製圖師に仕上げることは容易である。

茲に一人の大工があつた、建築場から墮落して右手の筋肉の伸縮力を失つた、従つて大工の道具を満足に使ふ事が出来なくなつた、併し彼は建築圖案に關する趣味を持つて居たので、其の方面の特別技術を教へ、八んだ爲めに、今は立派な建築製圖師として世に立ち、彼が負傷以前に大工として受けた俸給の幾倍の俸給を以て建築會社の技師を奉職した。

勞力恢復事業は今や各州に於て、其の教育局の監督の下に實行されて居る。而して一九二〇年六月二日に合衆國法律として、又此の事業を補助獎勵すべき規定が設けられた。この法律により、負傷疾病先天的缺陷等により充分に労働に従事し得ないもの爲めに職業能力の恢復又は増進法を講ずることとなつた(社會教育)

加藤内閣總理大臣演説

(七月一日) 第四十九回臨時帝國議會に於て

東 諸君不肖不敏を以て敢て自らはからず内閣組織の天命を拜し、
 過ぐる六月十一日御親任を辱ふし、こゝに諸君と相見ゆるに至り
 しは不肖のまことに光榮とする所なり、内閣成立後日なほ深く諸
 般施設の準備未だ整頓に至らざるは誠に止を得ざる所にして、こ
 の點は豫め諸君の諒察を請はざるべからざる所なり、剩下内外の
 情形を案察するに外列國は力を内に蓄へて勢を外に伸きんとする
 にきゆうくとし、續つて内に顧みれば、人心の緊張を要する甚
 だ切なるものあり、従つて庶務百般にたわりて更新すべきもの頗
 る多々なりと認む、今右の中につき緊要なるもの數項を擧げ所信
 の一端を披歴して參考に資せんとす。

外交方針

締盟各國との交際は倍々とん厚を加へ何等か
 はる所なきは誠に喜ぶべき所なり、既に了知
 せらるゝ如く過般米國議會において新移民法成立したり、右立法
 中我移民排斥を目的とする條項は、正義公平の要求に合致せざる
 ものにしてこれを阻止せむとする我朝野の熱心なる努力ありたる

網紀肅正

網紀の紊亂、風教の弛廢は當今病弊の最も
 大なるものにして、これが匡正は庶政更張の
 第一義とす、政府は綱を肅正し官紀を振作し服務を勵行し以て積
 弊を一掃せむとす

官職區分

官職に政務官及恒久官の區分を明確にし一は
 以て國務の公正及維續性を保障し、一は以て
 議政の進展を滑かにするは憲政の運用に關し必要の條件なりと認
 むよつて政府はこれに對應する方案を樹つべし

行財整理

近時中央及地方財政の膨脹殊に著しく發
 展を妨害するのみならず、濫費浪用に屬するものまた鮮からず
 財政の整理緊縮は極めて必要のこと、信ずよつて政府は財政及行
 政の整理を勵行し、基礎を強固にし民間經濟の整理發展に資する
 所あらむとす財源を公債に仰げる事業に至りては緊急にして必要
 止むべからざるもの、外政府はこれを避くるの方針をとらむと
 す、特に大正十三年度においては市場の状況に鑑み公債を市場
 に公募することを避け一は以て國債の信用を確保し、一は以て經
 済に對する壓迫を輕からしめたり、財政に關する政府の方針
 は、右の如くなるも、大正十三年度追加豫算に至りては、その
 編成を改むるに十分の餘日なかりしを以て、大本において前内閣
 の編成にかゝるものを踏襲し、たゞ二三の箇所を改定を加ふるに

に拘はらずかゝる立法の終に實施となりしは頗る遺憾とする所な
 り政府はあくまで合理的手段により本問題の解決につとむべし露
 國に對する親交の回復するに至らむことは政府のもとより望む所
 なるも右に關聯する對露諸懸案は目下交渉中に屬しその解決の成
 否をこゝに公表し得ざるを遺憾とす

普通選舉

最近學校及び社會兩方面の教育は大に發展
 し、國民の智見また大いに進めり、速かに普
 通選舉の制を確立し廣く國民をして國運の負擔に當らしめ、政治
 をして廣汎なる基礎の上に轉廻せしむるは誠に剩下の急務なり
 と認む最近數回の選舉を見るに、選舉費の増大、風紀の廢たい等
 憲政前途の爲深憂とすべき事項頗る多し、區制及選舉方法に關す
 る選舉費用節約に關する規定、取締に關する條規等を審究し、選
 舉の弊害を一洗し選舉の公正を確保し、よつて以て憲政運用の根
 幹を強固にするは眞に喫緊の要務なりと認む、かくの如き所期の
 目的を達成するが爲、衆議院議員選舉法改正法律案を今期議會に
 提出するは準備未だ整はずといへども次期通常議會にはこれが提
 案を爲さむことを期す

貴院改善

貴族院の改善に關しては世既にその論あり、
 院内またその議あり政府は憲法制定の趣旨に
 鑑み時代の要求をしん酌し慎重の考慮を遂げ、本問題に善處せむ
 ことを期す

止めたり、隨て政府方針の實現はこれを次年度以降豫算の編成に
 まつの外なし

以上は單

に目下緊要と認むるもの、中につゝ數項を擧
 げたるに止まるその他機に臨み臨時政府の所
 見を披歴する所あるべし、なほ對外交渉事項に關しては外務大
 臣より報告し、財政及經濟の事項に關しては、大藏大臣より紹介
 する所あるべし、諸君は政府の意のある所をしん酌せられ慎重舉
 議政府提出の諸案を協賛せられんことを切望す

座談十訓

足高英一

- (一) 單簡明瞭にして要領を得よ。
- (二) 機嫌をそこねな氣觸を吐くな。
- (三) 氣に障るとも色には出さな。
- (四) 枝葉にわたると時間なが引く。
- (五) 屏が長いと嫌はれる。
- (六) 仕事の邪魔すな。食事の心配かけるな。
- (七) 膝をくづさず腹を打明けよ。
- (八) 出委せを嘆舌るな人の悪口言ふな。
- (九) 堅くなるな少しは冗談を交へよ。
- (十) 欠伸の出るは話しの終り

北 諸君不肖不敏を以て敢て自らはからず内閣組織の天命を拜し、
 過ぐる六月十一日御親任を辱ふし、こゝに諸君と相見ゆるに至り
 しは不肖のまことに光榮とする所なり、内閣成立後日なほ深く諸
 般施設の準備未だ整頓に至らざるは誠に止を得ざる所にして、こ
 の點は豫め諸君の諒察を請はざるべからざる所なり、剩下内外の
 情形を案察するに外列國は力を内に蓄へて勢を外に伸きんとする
 にきゆうくとし、續つて内に顧みれば、人心の緊張を要する甚
 だ切なるものあり、従つて庶務百般にたわりて更新すべきもの頗
 る多々なりと認む、今右の中につき緊要なるもの數項を擧げ所信
 の一端を披歴して參考に資せんとす。

外交方針

締盟各國との交際は倍々とん厚を加へ何等か
 はる所なきは誠に喜ぶべき所なり、既に了知
 せらるゝ如く過般米國議會において新移民法成立したり、右立法
 中我移民排斥を目的とする條項は、正義公平の要求に合致せざる
 ものにしてこれを阻止せむとする我朝野の熱心なる努力ありたる

網紀肅正

網紀の紊亂、風教の弛廢は當今病弊の最も
 大なるものにして、これが匡正は庶政更張の
 第一義とす、政府は綱を肅正し官紀を振作し服務を勵行し以て積
 弊を一掃せむとす

官職區分

官職に政務官及恒久官の區分を明確にし一は
 以て國務の公正及維續性を保障し、一は以て
 議政の進展を滑かにするは憲政の運用に關し必要の條件なりと認
 むよつて政府はこれに對應する方案を樹つべし

行財整理

近時中央及地方財政の膨脹殊に著しく發
 展を妨害するのみならず、濫費浪用に屬するものまた鮮からず
 財政の整理緊縮は極めて必要のこと、信ずよつて政府は財政及行
 政の整理を勵行し、基礎を強固にし民間經濟の整理發展に資する
 所あらむとす財源を公債に仰げる事業に至りては緊急にして必要
 止むべからざるもの、外政府はこれを避くるの方針をとらむと
 す、特に大正十三年度においては市場の状況に鑑み公債を市場
 に公募することを避け一は以て國債の信用を確保し、一は以て經
 済に對する壓迫を輕からしめたり、財政に關する政府の方針
 は、右の如くなるも、大正十三年度追加豫算に至りては、その
 編成を改むるに十分の餘日なかりしを以て、大本において前内閣
 の編成にかゝるものを踏襲し、たゞ二三の箇所を改定を加ふるに

◆教化資料

調查部設置

當會には受刑者の看讀書籍審査委員會が豫て設置されてゐたが最近教化事業の一端として活動寫眞を利用するに至り今回更に蓄音機をも使用することになるそれでフィルム又はレコードの選定も亦厳に審査せねばならぬこととなり既設の看讀書籍審査委員會を擴張し教化書籍フィルム、レコード其他教化に關する諸般の事項を審査せんが爲めに去る六月二十八日午後一時より當會内に於て理事會を開きたる結果既設の委員會を廢止し新たに教化資料調査部を置くこととなつた委員は司法省高等官東京刑務所長同教誨師本會理事を以てし幹事は教誨師及本會主事夫々充つることに決定した

巡回映寫

活動寫眞映寫は北陸山陰、山陽及四國の一部並に九州の全刑務所を去る七月末にて終つた。よつて八月初めから東北、北海道の刑務所へ派遣すべく準備中である、之れにて一巡の映寫が終るのである。之れまで一巡には約四ヶ月近き日子を要したるに、曩には支所にして映寫すべきことになつた箇所が増した爲め尙多くの日子を必要とするに至る憂ひがあるから映寫技術員を増して更に一班を組織して巡回せしめんと考慮中である。



刑務協會役員

總裁	司法大臣	横口千之助
副總裁	司法次官	林頼三郎
兼會理事	司法省行刑局長	泉二新熊
兼副會理事	司法省保護課長	宮城長五郎
兼理事	司法書記官	松井和義
同	司法書記官	辻敬助
同	小菅刑務所長	有馬四郎助
同	豊多摩刑務所長	寺崎勝治
同	巢鴨刑務所長	佐藤乙二
同	市谷刑務所長	大野數枝
同	前奈良刑務所長	香川又二郎
常務理事	休職典獄補	伊藤忠次郎
主事	前典獄	島田榮造

定價表	一冊(稅共)	金二十錢
	六冊(稅共)	金一圓二十錢
廣告料	五號活字半段一行	金二圓四十錢
	一頁	金一圓
注文	●御注文はすべて前金のこと	
	●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること御注文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居の際は新舊住所を御届下されたし	
規定	明治二十七年三月二十六日第三種郵便物認可 大正十三年七月二十日印刷 大正十三年八月一日發行	

發行所 東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
編輯人 香川又二郎
印刷所 東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 東京市麴町區西日比谷町一番地
電話 青山二九三三、二九三二、二九三四番
發行所 刑務協會

辯護士 大澤 眞吉 著

少年保護論

装幀ホブリン美六

四六版五百頁

定價金貳圓五拾錢

郵税内地金拾貳錢

社 會 庭 家
に 於 け る 重 大 問 題
に 於 け る 重 大 問 題
は 何 ？

本書は單に不良少年問題を一つの社
會相として叙述したる報告書にあ
らず、如何にすればこの重大問題を解
決するを得るやと云ふ著者衷心の念
願より徹底的に講究したる得難き結
晶なり、即ち單に心理學、教育學的に
のみ本問題を論ぜず之を生物學、進
化論の方面よりも討究せる稀に見る
良書なり、必ずや斯學研究の士竝に
斯業家の満足を買ひ得んことを信ず

發 行 所 輔 成 會 出 版 部
東 京 市 麴 町 區 法 省 構 內